平成22年第3回基山町議会(定例会)会議録(第4日)								
招集年月日								
招集の場所	四集の場所 基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時	開会	平成22年	₹ 9 月 15日	9	時 30分	議長	酒 井	恵明
及び宣告	延会	平成22年	₹9月15日	1 :	5時 18分	議長	酒 井	恵明
応 (不応)	議席 番号	氏	名	出席等 の 別	議席 番号	氏	名	出席等 の 別
招議員及び	1番	大 山	勝代	出	9番	大 山	軍太	出
出席並びに	2番	重松	一徳	出	10番	松 石	信男	出
欠席議員	3番	後藤	信八	出	11番	原	三 夫	出
	4番	鳥飼	勝美	出	12番	平 田	通男	出
出席13名	5番	片山	一儀	出	13番	池田	実	出
欠席0名	6番	品川	義則	出	14番	酒 井	恵明	出
(欠員1名)	8番	林	博 文	出				
会議録署名議員 6番 品 川			義 則	8 智	昏 7	林博	文	
職務のため議場に (事務局長) (係長) 出席した者の職氏名 古賀敏夫 鶴田 しのぶ							(書記) 毛 利 恒	事 司
地方自治法	町	長	小森	純 一	税務住目	民課長	重松	俊 彦
第121条に	教	育 長	松 隈	亞旗人	健康福祉	止課長	眞 島	敏 明
より説明の	会計	管 理 者	平野	勉	こども	課長	内山	敏 行
ため出席	総務	課長	小野	龍 雄	農林環境	竟課 長	吉 浦	茂樹
した者の 企画政策課長		牧策 課 長	岩坂	唯宜	まちづくり	推進課長	大久保	敏 幸
職氏名	財政	課長	安永	靖文	教育学習	営課長	毛 利	俊 治
議事	議事日程 別紙のとおり							
会議に付し		別紙のとおり						
会 議 の	経 過		別紙のとお	ו)				

会議に付した事件

日程第1	第47号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第2	第48号議案	基山町放課後児童クラプ条例の一部改正について
日程第3	第49号議案	平成22年度基山町一般会計補正予算(第4号)
日程第4	第50号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2
		묵)
日程第5	第51号議案	平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算(第1号)
日程第6	第52号議案	平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
		2号)
日程第7	第53号議案	平成22年度基山町下水道特別会計補正予算(第2号)

議長(酒井恵明君)

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

これより直ちに開議します。

日程第1 第47号議案

議長(酒井恵明君)

日程第1.第47号議案 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

10番(松石信男君)

この件は、うちの総務委員会の所管で審査もするわけですけれども、具体的にはそこでまた詳しくお聞きいたします。 2 点ほどお聞きをいたします。

まず1つは、今回年少者扶養控除、16歳未満の330千円の廃止と、それから特定扶養控除、16歳から18歳ですが、このいわゆる上乗せ部分ですね、120千円のこの廃止ということになります。もちろんこれは民主党政権が子ども手当と、その財源に充てるというようなことで、非常に問題もあるところであると思っております。

それで、お尋ねしますが、1つはこれで町民税の増収額ですね、これは大体年間幾らぐらいと、たしかきのう鳥飼議員の中に……(「林議員」と呼ぶ者あり)林議員か、林議員が、 失礼しました、林議員が質問されたかと思うんですが、1年間でどれくらいの増収になると、何千万円なら何千万円と、何百万円なら何百万円ということでそれ1つ。

それでもう一つは、課税限度額が上がるわけですから、当然町民税はもちろんですけれども、これはほかの制度に雪だるま式に影響してまいります。それで、具体的にどのような制度の保険料などが上がっていくことになるのか、影響するその制度について基山町に関する制度についてすべて説明をお願いしたいと。その2点よろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

税務住民課長。

税務住民課長(重松俊彦君)

おはようございます。

ただいま松石議員の質問ですが、まず扶養控除廃止に伴うものと特定扶養控除に伴うものでどれだけ1年間上がるかと、総所得といいますか上がるかということですが、ケース・バイ・ケースによって違うと思いますが、例えば330千円の扶養控除廃止に伴えば、当然住民税が今町県民税で10%になります。だから、例えば330千円控除であれば33千円の税金ということになります。それに伴いまして結局所得の控除がそれだけ減るのが少なくなれば、所得は当然課税所得が上がるということになりますので、例えば国民健康保険税とかそういうのにも影響してくると、に考えております。どういう補助金というか、ものに該当するかと

いうのは、私のほうでは調査いたしておりません。それで、年間所得でどれぐらい影響があるかということですが、これにつきましても該当者がどれだけおるかというのは把握しておりませんので、今のところ所得がどれだけ上がるというのは把握はいたしておりません。

以上です。

議長(酒井恵明君)

松石議員。

10番(松石信男君)

ちょっと私の質問の仕方がまずかったかなあと思っていますが、町税がこれでふえるわけですね、増収になる、町としてはありがたいことかもしれませんけれども、この町民税がこれで1年間にどのくらいふえることになるのかという予定、予想、いや、ちょっとあれしていませんと言われりゃそれまでですが、どのくらい、今、今度9月補正を見ていただいても結構なんですけれども、町民の方の所得が下がって収入が下がってるということで、ちょっと税収が下がってきております。しかし、このことによって町民税がふえたということになるのかなあというような感じもするわけですけれども、町民の側からいえばそれだけ増税という形になるわけですけれども、その辺の大体1年間でどのくらいの町民税として税収が入ってくるものと思われるという点でちょっとわかれば、大体で結構ですから、はい、きちっとは出せないと思うんですけど、それが1つ。

さっきの国保税がそのことによって上がるんじゃないかということをおっしゃいました。 先ほど、きのうからも後藤議員、それから私もさきの議会でもまた国保税の上がるとかいと いうような格好で町民の方もいろいろまた心配されるのかなという感じもしますが、国保税 だけではないと私は思ってんですね。ちょっと私わかりませんのでお聞きしますが、この介 護保険料なり、あと何がありますか、いわゆる課税限度額が上がるわけですから、そういう のにも影響してくると思うんですけど、ほかの課長で、いや、うちの課の所管のこういうの に影響がありますよということがわかれば、ほかの課長方、ちょっと教えていただきたいと いうふうに思います。よろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

どういうのが増収になるかという問いが問われてますので。健康福祉課長。

健康福祉課長(眞島敏明君)

国保に関しましては関係がないと思っております。

以上でございます。(「介護保険料とか、全然関係ないと」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(眞島敏明君)

扶養控除については、介護につきましても関係ございません。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

答弁調整のため、暫時休憩します。

- ~午前9時40分 休憩~
- ~午前9時43分 再開~

議長(酒井恵明君)

会議を再開します。

先ほどの答弁は後ほどさせていただきますので、よろしくお願いします。松石議員。

10番(松石信男君)

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先ほど私が課税限度額が上がることによってほかの制度への影響はないのかということでお聞きいたしました。そしたら、ないと、国保税も含めてすべてないということで確認させていただいてようございましょうか。ほかの税額とか利用料とか保険料とか、そういうのが上がることは一切ありませんということで町民の方に説明してもようございましょうか。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。よかっちゃろう、他にない。ちょっとそれを言ってくれます。自席からでいいですけど。健康福祉課長。

健康福祉課長(眞島敏明君)

先ほどの松石議員からの御質問なんですけど、国保と介護につきましては関係がございません。

以上でございます。(「他のことに関しては」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

何かある場合は、課で答弁してください。こども課長。

こども課長(内山敏行君)

保育料とかの算定といいますか、金額につきましては、もう前年度の所得金額だけで判断をしますので、直接関係はないと思っとんです。(「収入なのか所得なのかどっちや」と呼ぶ者あり)所得です、前年度の所得。(「課税所得だったら関係ある」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

課税所得と申しますと、収入からある一定の経費を引いたのが課税所得であって、その後に基礎控除なり扶養控除なり社会保険料引きますので、その分はまた別です。ですから、所得制限に係るものについては影響はないというふうに思います。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

町営住宅の入居については所得になっております。ですから、その件については、まだ何も情報が来ておりません。扶養の数によって……。いや、扶養控除で所得が変わってくると思います。ですから、所得によっての家賃の算定になってきますので、そこら辺はまだ情報が何も入ってきておりませんので、今の段階では明確なお答えができません。

以上です。(「ちょっと確認して」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

松石議員、本来ならもう3回過ぎてますが、ちょっと答弁の都合で許可しますので、もしかしたら、でも、いいですか。松石議員。

10番(松石信男君)

そしたら、影響があるということですよね、今おっしゃったのは。住宅使用料に影響が恐らく出るかもしれないと。それから、保育料に影響が、保育料のアップにつながるかもしれない、住宅使用料のアップにつながるかもしれないということになるということですか。それだけちょっと確認させてください。いや、全然影響ありませんということであれば、それでいいんですよ、別に私は上がって喜ぶわけじゃないわけですから。だから、その辺ちょっとね、町民の方に説明するときに、いや、別に一切影響ありませんということで、ほかのとこは影響ありませんからということで説明できますんで、ちょっとそこは確認させてください。

議長(酒井恵明君)

暫時休憩いたします。

- ~午前9時47分 休憩~
- ~午前9時55分 再開~

議長(酒井恵明君)

暫時休憩しておりましたが、会議を再開し、松石議員の質疑に対して統一した答弁を財政課長に求めます。財政課長。

財政課長(安永靖文君)

大変時間をとりまして申しわけございません。先ほど私が課税所得というような言い方をしたということでございますけども、あくまでも所得制限に係るものにつきましては収入から経費を引いた所得を基準にしているんな算定をいたします。その総所得から基礎控除、扶養控除を引いた残りが課税所得であって、課税所得については判断材料とはいたしているところはございません。所得制限に係るものについては、先ほどまちづくり推進課長が申しましたけども、その件につきましても所得でございますので影響はございません。ただ、いちにありますのが非課税世帯の扱い、住民税の非課税世帯、保育料等に出てきます。それと、福祉関係で扱っております低所得者利用ですかね、そんな控除の分、その分が出てきます。ですから、非課税扱いの分はその2つ、今のところ2つぐらいが出てくると思っております、

住民税の非課税世帯。ですから、330千円がなくなりますと、非課税世帯が課税世帯になる可能性があると。そういう世帯については、若干変わってくるということを保育料、それから先ほど言いました低所得者軽減等でございます。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

税務住民課長。

税務住民課長(重松俊彦君)

済みません、時間をとらせまして。

今、一応データを見たところ、この特定扶養と一般の扶養ですね、ゼロから15歳、この人数がデータとして上がっておりません。ただ、所得の累計が上がっておりますけど、推定してもちょっとはっきりした答えは出ませんけども……。はい、はっきり出ませんので、これでよろしくお願いします。(「増収になるちゅうことは間違いないね」と呼ぶ者あり)はい、間違いないです。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

質疑者の松石議員、よろしゅうございますね。

ほかに。重松議員。

2番(重松一徳君)

今回、たばこ税も上がるわけですけども、1,000本当たり3,298円から4,618円と、これ市町村のたばこ税が上がるということで、たばこ税にはほかに国税もあれば都道府県のたばこ税もあるというふうになりますけども、たばこ税全体にかかる税率は、これはどのようになりますか。

議長(酒井恵明君)

税務住民課長。

税務住民課長(重松俊彦君)

ただいまの御質問ですが、例えば400円、たばこがですね、400円に値上げされたということで値上げになった場合は、例えば国が88円、県が22円、それから町が65円で大体175円ぐらいが税金になるということを言われております。

以上です。

議長(酒井恵明君)

重松議員、よろしゅうございますね。重松議員。

2番(重松一徳君)

そういうふうにたばこも上がるということで、先ほどいろいろ影響も出てくるということですけども、これ国のこれは法律に基づいて変わるということですよね。そうすると、基山町の上位条例でもし議会が否決したと、これを、そのときにはこれどういう扱いになりますか。じゃ、基山町だけ特別、そういうものも、じゃ、これが可決されるということを前提に

今話はされておりますから難しいちゅう意見も出ますけども、内容的にこれは基山町として おかしいということで、もし議会が否決するとなった場合の取り扱いはこれどういうふうに なるのか説明をお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

今の質問は、後ほど答弁させていただくということでよろしゅうございますか。時間をくれということですので。

時間をくれということでございましたので、時間を差し上げましたけど、暫時休憩します。

~午前10時2分 休憩~

~午前10時15分 再開~

議長(酒井恵明君)

大変申しわけございません。答弁調整のため暫時休憩いたしておりましたが、会議を再開 し、重松議員の質疑に対して総務課長の答弁を求めます。総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

大変時間をとって申しわけありません。上位法の優先という項目があったのは私も存じておりましたけれども、その法令が何条に規定されてどうというのはただいま調べております。また、その上位法の優先については、法にはその優先度に応じて順位があると、例えば憲法と法律が矛盾、抵触する場合は憲法が優先され、当該法律は無効となる、詳細な法令、それから法令の種類を参照の上に上位法優先という原則があるということで、詳しい内容についてはうちのほうもまだ調べておりますけれども、これが優先するということで御理解をお願いしたいと思います。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

私はこれに反対しようと思って聞いてるわけじゃありません。というのは、地方自治がこれだけ自分たちで決めていくんだというふうに言われていますし、例とすれば名古屋市が地方税を条例で1割下げていくというのも言われてますね。とらえ方によっては、今回増税がされますので、いや、増税は基山はしないんだというふうな扱いをやろうと思えばできないことでもないのかなあというふうな、今から先の取り扱いがありますので、ちょっと質問させていただきました。もしよかったら、また調べてもらって、また別な機会にまた回答お願いいたします。

以上です。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、法案に対する質疑を終結します。

日程第2 第48号議案

議長(酒井恵明君)

日程第2.第48号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とし、法案に対する質疑を行います。

ございませんか。重松議員。

2番(重松一徳君)

だれかしゃべるかなと思って手を挙げなかったんですけども、1つは提案理由の中に身体 虚弱というふうなこれ言葉があります。私もいろいろこの身体虚弱とは一体どういう人を指 すのかというのもインターネットなりで調べたわけですけども、なかなか抽象的な言葉です のでわかりません。それで、基山町の学童保育を今受け入れてる中でこの身体虚弱という言葉を使って今回そういう人たちも受け入れるんだというふうに言われていますので、この言葉についてまず課長のほうの見解をお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

この身体虚弱という言葉を使わせていただいた分につきましては、今重松議員から御指摘ありましたように非常に抽象的な分でインターネット等に載っております。一応こちらとしては体のほう、手足の関係とか、そういったとこの体の部分と、例えば内疾患といいますか、発作を持ってある方とか、そういったとこも含めたとこでの身体虚弱ということで一応表現をさせていただいております。ただ、これが3号の条文の関係でどうしてももう身体虚弱の方は全員入所させないような、ちょっと誤解を招くようなこともありますので、今回3月の議会でいろいろ御指摘もあっておりましたので、削除させていただくということで提案をさせていただいております。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

私もそこはぜひ削除すべきだというふうに思っておりますけども、具体的な取り扱いをする中で、例えば今の3項を削除しますけども、4項には条各号に掲げる場合のほか児童クラブ集団生活または管理運営に支障が生じると認められるときには、これは許可をしないというふうな中身になりますね。そうすると、3号を削ったとしても、例えば集団生活または管理運営に支障があるというふうになれば、この4項で許可をしないという場合が出てきますね。だから、場合によっては、もう具体的な中身としてですけども、基山町の今1年から4年生までの生徒の中から共働きとかひとり世帯とかという状態のもとに学童保育に受け入れておりますけども、1年生から4年生までの児童の中に具体的な名前じゃなくてこういう人

がおられますと、こういう人がもし申し込まれたとしても、ちょっと今の学童保育の体制では受け入れをすることができませんという方はいらっしゃいますか。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

これは申し込みの時点で一応そういう持病を持ってある児童さんというとこの表、書く欄がありまして、そこでちょっと書いていただいております。今年度につきましては一応発作があるというようなことを書かれた保護者の方がおられまして、その保護者の方と十分話をしております。一応入所をしていただいております。対応といたしましては、もし急に発作を起こされたときに指導員だけでは対応できないというようなこともありましたので、そのときは救急車を呼んでいただきたいというようなことも保護者の方が言われたということで消防署に連絡いたしまして、一応保護者の方の御了解を得て、その児童さんの状況、そういう発作の診断書の写しを消防署のほうにお渡ししております。もしそういうことが起こって指導員さんで対応できない場合は、当然救急車を呼ぶわけですけれども、それをもう消防署のほうがわかってこちらに来てもらうというふうな連絡をして、それを保護者と指導員さんとうちの支援係のほうが確認をしまして一応入所をしていただいております。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

今、中身が大変私大事な中身でもあるんですけども、集団生活、学校が集団生活なんです ね。だから、基本的に学校に通っている人は集団生活をしてると。しかし、放課後児童クラ ブというのは学校とはまた運営が違いますので、保健師がいないとか専門的な人がいないと か保健室が完備されていないとかいろんな条件があって支援員がいないとかというのがあっ て、その後の管理運営に支障が生じると。そこで、許可をしないとかあるんですね。しかし、 これ私も1回これ質問もしたことがあるんですけども、例えば障害児を受け入れる場合は、 これは国が特別障害児1人につき年間1,420千円補助しますと、それを人件費に回して、例 えばどうしても障害があったりいろんな人には指導員を1人張りつけないと見れないという ふうな状況もあるから、国は年間1,420千円補助してから指導員を雇って、そしてこれ差別 なく申し込みする人は受け入れてくださいと、障害とかそういう身体虚弱とかいろんな条件 をつけて排除はだめなんですよという中身やと思うんですね。そうすると、基山町は先ほど こうして入所させてるということですので大変あれなんですけども、例えばされたらそれに 対してきちっと人的な部分を含めて対応するという意味では、こうして国の1,420千円の補 助すればこれありますので、こういうのをぜひ活用していただいて、そして指導員の方に入 れたからちゅうことで物すごく負担が来れば、ほかの児童に今度は目が回らなくなるとかい ろんな問題がありますので、これぜひ活用していただくようにお願いしまして、これ活用し

ようと思えば、基山町十分できますか。そういうふうな対応できますか、基山町で。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

今、言われましたように、基本的にはガイドラインとかからも見ましても身体虚弱とかいろんな問題がある子供さんも積極的に受け入れなければならないというふうになっておりますので、そういう気持ちではやっております。今のところそういうどうしても支障があるような方、例えば多動性とかという方もおられます。非常に暴力的というか乱暴なお子さんもおられるというようなことですけれども、今の状況、今の指導員さんの体制からすると、一応負担もおかけはしておりますけれども、今のところできているということで、これをもう一ついろんな状況が出てきて、どうしても指導員体制にまた見直しが必要ということになれば、当然そういう補助事業にのせていきたいというふうに思っております。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、第48号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第49号議案

議長(酒井恵明君)

日程第3.第49号議案(「議長、その前によろしゅうございますか」と呼ぶ者あり)まだ何も言ってません。平成22年度基山町一般会計補正予算(第4号)を議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

私はこの補正予算の審議の前に基本的なことについて町長にお尋ねしたいと思います。

ことしの6月定例議会、補正予算の審議前に、私は総合計画の実施計画並びに財政計画並びに中・長期の財政計画が提出されていないということで、私は6月補正予算の審議には応じられませんということで町長にしたところ、その10分後に実施計画が提案、提出されました。それで、6月議会については補正予算は審議をされ、補正をとったわけでございます。そのときに町長は中・長期財政シミュレーションは6月定例会には間に合わないが9月定例会の開会前には必ず提出しますというふうな議事録があり、私もそういうふうに感じております。この財政計画、非常に厳しい、今度の補正予算の内容を見てみましても、非常に歳入歳出の予算については流動的で繰り越しあったり基金取り崩し、繰入金減らしたり、相当は変動があっております。これについて町長は必ず9月定例会まで中・長期の財政計画を提出すると、この議会で発言されたことが、今現在何も提出されず説明もあってないことについて私は非常に遺憾に思っておりますけど、こういうことでは私はこの補正予算についての審

議についても私は応じるべきではないと思っておりますけど、町長その真意をお伺いします。 議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)

6月議会でもその話があったということは私も記憶をいたしております。9月議会前にというようなことを申し上げたかと思いますけども、実際計画はもう既につくってはおります。しかしながら、財政課とも話をいたしまして、やはりこれはかなり厳しいということもありますもんですから慎重にといいますか、ただぽっと出すだけじゃなくて、本当に今後それじゃどうするかというようなその辺のところまでしっかり我々も説明できるようなというか、説明もそう簡単に説明できるもんじゃないと思いますけども、そういうことを検討しようということで、つい開会前ということには申しわけございませんけど間に合っておりません。ただ、この会期中にはひとついろんなことじゃなくてお示ししなきゃいかんと、お出ししなきゃいかんということを財政課とも今話しておるところでございます。

それともう一つ、議会にもそうですし、職員ともそこら辺の認識を一つにしなきゃいかんというようなこと、それをいつにするかというような、その辺もろもろのこともございましたもんですから、開会前というようなことが履行できなかったということでございます。大変それに関しましては申しわけないというふうに思っております。

議長(酒井恵明君)

鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

今、町長が苦しい御答弁いただきましたけど、ことしの4月1日に機構改革で財政課ちゅうのが新設されとるんですよ。去年の3月から6月、実施計画が策定されている、それに基づく中・長期、何でそんなにちゅうちょされるんですか。もっと町民に対して議会に対して基山町の財政状況が中・長期的にはこういうことですよということを、今、町長はいろんな内部とか、そこで調整でできないと、私今のところできておりますけどちゅうて町長が、それは何で、財政課長が町長に対してこれはだめですよと、町長が何で出せと、そこを指揮、それはしないんですか。町長は出したかけど、担当課長がまだ出さんがいいですよというふうに私は聞こえたんですけど、財政課長、その辺はどうですか。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)

その辺はむしろ財政課長のほうはできましたと、現在こういうところでということは私もいただきました。むしろ私のほうがそれはちょっと出す前に私自身が検討したいと、それから財政課あるいは課長さんたちとも今後これをどう乗り切るか、乗り切るためにはいろんなこれから先の行財政を改革をやらなきゃいかんということ、その辺に落ちつくとは思うんで

すけども、やはりただそれだけでは説明責任といいますか、は十分じゃなかろうというようなことで、むしろ私がとめたということでございます。

議長(酒井恵明君)

鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

これ以上は言いませんけど、結局私が思うのは、会議前に出すと、議会がいろいろ文句を言うから、終わる最終日に出しとけというのが私うかがえるんですよね。議会前と最終日、20日ほどありますけど、その中で結局これはあくまでも計画ですから、それに一々これが実施してないだ、おかしいとか、そういうことがあったとしても、そんなに町長の政治責任でどうのこうのということはないと思うんですよ。やはり町民なりにも堂々とインターネットにも入れて、基山町の10年先はこういう財政状況になりますよと、経費削減にも努めてというふうなのを町民なり議会に提出されることについて何らやぶさかじゃないと思うんですよ。私はぜひとも今議会の開会中に提出していただきたいと強く要望するとともに、6月に町長、課長が議会で発言された9月議会前に提出するという町民に対しての発言は、それに対しての町政報告にもないし、町長今言われましたけど、そういう議会での発言に対するに軽々に私は考えてあるんじゃないかと思いまして、その辺はないと思いますけど、議会で発言されて9月定例会までにすると言ってできなかった場合は、私はそれなりの釈明ちゅうのはあってしかるべきということをお願いしまして終わります。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)

議会前に出すと、議会でいろいろそれについて言われるかなというような、そういうふうなことも言われましたけども、決してそういうことは考えておりません。ただ、これを出すと、これがひとり歩きして、ただ不安感ばっかり先走りするというような、その辺を私もちょっと心配してちゅうちょしたということでございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長(酒井恵明君)

町長、この会期中には出せる、そこをはっきり答弁してください。町長。

町長(小森純一君)

先ほども申しますように、もう既にできておりますので、会期中には出させていただきます。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。片山議員。

5番(片山一儀君)

一番最初に言い始めたことで、最後まで徹底したいと思います。理由は、議会は行政をチ

ェックするというふうな言葉が使われます。それは内容のチェックであり、形のチェックであり、いろんなチェックがあると思いますが、今回もこの補正予算関係に一切提案理由がありません。町長は提案理由の説明をされました。されたのに文章にならないというのは、文章の起案能力がないのか、文章の意思がないのか、これを私は強く申し上げておきたいと思います。ほかのほうの提案理由につきましては、非常にリーズナブルに変わってきたと思います、前のに比べると。ほいで、町長は公務員6年目ですけども、公務員の本質は文章ですからね。口頭でぺらぺらしゃべるのが基本じゃない、耳からの情報じゃない、目からの情報が公務員の本質であるということをひとつ肝に銘じられまして、提案理由をしっかりつけて、提案理由のない議案は出さないほうがいい、こう私は考えております。

以上で、言い出しましたら、最後まで私言いますからね、よろしくお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

この予算に関する提案理由につきましては、運営委員会のほうでも協議をなされていると 思いますけれども、事項別明細書の中に項目ごとに説明を行っております。予算については、 当然その一つの項目ごとに説明を行っておりますので、それにかえさせていただくというこ とで御理解いただいてるものと思っております。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)

それぞれに説明してるからとおっしゃるんですが、提案するときには、それは要約することが基本ですね。要約できないんじゃない、やる意思がないんですか、そうすると。提案理由は説明されるんだったら、ちゃんと書いてください。文章が基本ですよと申し上げてるだけですから。

議長(酒井恵明君)

片山議員、今の、意見として承っとってよろしゅうございますね。

はい、わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、議案書の9ページをお開きください。

よろしゅうございますか。

第1表歳入歳出予算補正について。鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

今度の補正予算ですね、非常にこれを見る限り基山町の財政状況が非常に好転してきたと、

一括見ると、というふうに思えるわけですね。町税が32,000千円下がっています。これは町民の方の所得が下がったということで下がっています。それと、地方交付税が264,000千円ふえております。それに繰越金が100,000千円ふえております。それで、臨時財政対策債に117,000千円の起債をしております。それで、その財源が剰余金といいますかね、交付税が来たから、それについて財政調整基金を85,000千円取り崩し予定なのを取り崩しをやめて0になっております、取り崩しはことしはしません。そして、公共施設整備も210,000千円取り崩す予定を取り崩さないというふうで、基金に積み立てを1億円しましたと。この財政補正予算の方針、どういう方針でこういうふうな補正予算を措置をされたか、その点について概要でも結構ですので、町長、財政課長、お願いします。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

確かにことしは交付税等が伸びております。これは、御存じのとおり民主党政権になりまして小泉内閣時代の三位一体の改革がございました。その当時交付税が大幅に削減されております。それを三位一体改革前に戻すというふうなことを言われて、今回総額で交付税の出口ベースですけども、これで約1兆円というのは伸ばされております。それから、臨時財政対策債、これも2兆円ほど伸ばされております。ですから、そういう関係で大幅に伸びております。ただ、うちの場合は基準財政需要額についてはほとんど変わっておりません、昨年と。基準財政収入額が大幅に減ってるという関係で今回大幅になっております。そういう関係で2億円とか1億円とかというふうな臨財債それから交付税等がふえておるのが現実でございます。

それから、基本的な考え方といたしましては、財政調整基金、これは何でも使える基金でございます、御存じのとおり。今のところ若干崩しておりまして減ってきております。従来は県の考え方としましては、財調は何でも使える基金だから積み立ててくれるなと、何でかちゅうと、地方は金持ってるじゃないかと、だからいろんな補助金とかいろんな交付税とかを落としますよと、国が、ちゅう考え方を持っておりました。ただし、今はこういうふうな時代ですから、いつどないになるかわからんということで、国のほうも標準財政規模、これは交付税等で出すんですけども、これ21年が38億円程度になります。これの10%程度までは基金として持っていいですよという指針を去年あたりから出しております。ですから、今回はたまたま交付税等が出ましたので、一応それに近いような基金を積み立てていきたいと。先ほど町長も言いましたように、中・長期財政計画10年間は出しております。確かに私は9月の頭に町長に出しました。その中においても、将来的にわたってはどうしても交付税あたりもこのまま約束できるものじゃないということも考えられますし、それをいきますとどうしても取り崩しをしていかなきゃいかんような状態になります。ですから、一般に言う貯金ですね、としては持っておきたいという考え方、たまたま今回そういうふうな交付税が出ま

したので、それ持っておきたいという考え方、それからもう一つは公共施設整備基金、これがまた今後どういうふうな形で公共施設、例えば道路とか箱物はもうほとんどないと思いますけど、一つ言われておりますけども、いつどれかいつ私もちょっとわかりませんが、図書館あたりの問題とか出てきますと当然要るとなれば、やっぱり持っておきたいという考え方で、今回その分につきまして財政調整基金並びに公共施設整備基金に積み立てさせていただいたと。

それからまた、今後剰余金等が恐らく出ると思います、3月あたりにはですね。その折には、やっぱり減債基金にも積み立てていって、当然臨時財政対策債は交付税の振りかえ分ですので、これは例えばことしは4億円幾ら出ておりますけども、これはあくまでもそこまで借っていいですよという額です。町村の事情によっては借らなくてもいいという起債なんです。ですけども、一応今のところ借っておりますので、その分の償還額分は減債基金として確保はすべきだというふうな考え方を持っております。ですから、今後剰余金が出ました場合には、減債基金等にも積み立てていきたいというのが今のところの大まかな町の財政としての方針で運営をやっております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

わかりました。そういう補正予算の説明のとき、この第1表もそういうふうな方向で説明 していただくと非常にわかりやすいんですよ、この細部のどうのこうの、あれが何百円しま したじゃなくて、この第1表をこういう基山町の補正予算の概要でございます、そういうふ うな説明の仕方を非常にわかりやすく感じておりますので。

そこで、ちょっと最後ですけど、町長に質問します。今、財政課長は、今後また剰余金が出ますと、出たらとか、そう言われています。これは非常にいいことですよ、こういう厳しい中にですね。しかし、問題は、町長としては町政運営は限られた予算で有効的にどう使うか、これ大事なことでございます。交付税とか来たのを全部貯金にため込むと、今のところですね。だから、これをどういう事業をするというのは、もうことしの補正予算にはほとんどのっておりませんけど、これをどういうふうに使いたいということは検討されたことはありますかといいますか、こういうふうな剰余金といいますか、交付税、財政調整基金、借金繰り入れをやめたり繰り越しといいますか、財調に積み立ていろいろされてありますけど、これを町長としてはこの補正予算、9月の補正予算に当たり新規事業というか、そういうことについて要望事業について検討なり対応されたことはありますでしょうか。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)

鳥飼議員、最初に基山町の財政随分好転してきてるというような表現されましたけども、まあ本当に果たしてそうかなというような私は気がしております。たまたまといいますか、今度交付税がある程度増額になりまして、それで救われたというか、そういう部分はあります。さあ、果たしてこれがこれから先本当にずっと続いていくのか、国あたりのことも考えますとどうなるのか、それから一括交付金みたいな形にもなりかねないというようなことでございますので、その辺はしっかり見ながらやっていかなきゃいかんと。それから、起債残も68億円というようなことになっております。これもちょっと1年間の財政規模よりもっと大きいということでございますから、これも厳しい状況じゃなかろうかなというふうには私は思っております。それから、将来不安といいますか、将来的にいろいろしなきゃいかんこともございます、道もつくらなきゃいかんし、福祉、教育というようなこともあるわけでございますから、しかも何が起きるかわからんというような、そういうことも考えます。そういうことで、できるだけ抑え抑えでやっていくと、しかし何もやらんというような話ではございませんので、その辺は見きわめながら事業もやっていかなきゃいかんというふうに思っております。

じゃ、何をやるのかというようなお尋ねもありましたけども、特段今それじゃこれをと、今、道では神の浦というようなこともございますし、城戸1号線の測量もやっておりますし、もろもろほかにも要望もあっておりますから、そういうことはやっていかなきゃいかんと、それから図書館も何らかの形で本当に新築するのかどうかというような、そりゃわかりませんけども、そういうことも備えていかなきゃいかんというふうには思っております。

議長(酒井恵明君)

鳥飼議員、よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。片山議員。

5番(片山一儀君)

今、鳥飼議員から話がありましたけれど、提案理由で大きな説明は今鳥飼議員からあったような、きちっと我々が、課長は玄人ですから、玄人では私素人にはわからないですから、そういうところを提案理由にまとめていただいたら、こういうことになってんだな、だから今回補正がだから必要なんだなということが出てくるわけです。末端が1円何だ、アリの目見ることは我々ないんですね。アリの目というか、これ失礼ですけど、そういう本当のことは専門家に任さないとわからんわけですから、極端に言うたら、それはいけないということもあるかもしれませんが、そこらあたりはきちっと提案理由に書いていただけば、すっとのみ込めて理解できるわけです。そこあたりひとつよろしくお願いしたいと思います。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。原議員。

11番(原 三夫君)

ちょっと私わからないので町長にお尋ねしたいと思うんですが、今、町長、起債が68億円

と言われましたけどね、私はそういうふうな感覚で本当にいいのかなとちょっと思ったんですけど、町の起債が68億円と言われましたけど、それ以外に債務負担行為の収支の問題、これも一応債務ですね、それとあと特別会計ももう一緒に今考えてもらう、下水道会計、これも起債が何十億円か、25、6億円ですか、だからそういうものを含めてこういうときには言ってもらわないといけんのじゃないかなあと思いますけど、どうですか。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)

そこまで含めて言うべきだったということでございます。確かにそうかもわかりません。 しかしながら、今、当面頭に浮かびましたのは、一般会計の68億円と、これ非常に強く、これでも強く頭にあったもんでございますから、それに加えてなお25、6億円の下水道というようなこと、もちろん私も考えますし、議員の皆さん方もお考えだということで、これは言うべきだったかもわかりませんけども、そこまでは申し上げませんでした。

議長(酒井恵明君)

原議員、いいですか。松石議員。

10番(松石信男君)

第1表についてですよ、これ全体についてですけれども、非常に今回はもちろん当初でほ とんどの事業を出したということもあるでしょうが、今回の補正を見る限り、こりゃ一体何 やろうかと、はっきり言って貯金ばかりしてと。先ほど鳥飼議員から言われました。議員の 中でも今まで一般質問で何回もこういうことをやったらどうかと、私も提案してます。そう いうのには極端になりますけど一切こたえず貯金ばかりすると。これはこういうふうな考え 方、そりゃわかりますよ、将来不安というのは。そりゃ不安ばかりあおれば、何もされんで すよ。今、町民の中から、町長、一言言っておりますけれども、町長は一体何ばしよっとや と、いっちょもわからんと。もちろん箱物ね、これ、以前は箱物どんどんつくっとったから、 町民の目に見えたというのがありましょうから、今はそういう時代じゃないから、そういう 意味では見えにくいということもございましょう。しかし、やはり町民の人たちが望んでる こと、議会が提案したこと、それを本当に真摯に受けとめて、自分はこういうふうに考える けれども、しかし議会が、町民の方がそれはぜひやってほしいということであるならば、そ りゃ貯金しとくにこしたことはないけれども、このままでもちょっとでもやろうじゃないか と。例えば子宮頸がんの問題にしても、もう政府は来年度にやろうとしちょるですね。しか し、まだ決断しないと。いや、補助金が来てからしたほうが、こりゃちっとでも金ば使わん でよかというふうな感じがするんですよ。そうすると、一体町長は何ば、ほんなら基山町の 首長、基山町のリーダーとして町民に何を訴えるのかと。基山町民に対してこういうサービ スを財政が厳しいけれどもいろいる精査やりまして、副町長も廃止しまして行政改革もやり ました、職員の賃金も下げましたと、ちょっと浮きましたと、いや、それ全部貯金しますと

いうことじゃなくて、それを本当にそれについて町民の皆さんとこういうのに使わせて、サービスに回しますと、ちゅうぐらいの私は直接言うかは別にしても、そういう町民の人たちがわかるような形での補正予算の提案というのが私は欲しいと思うんですよ。今、さっきの繰り返しになりますが、残念ながら町長を見る目は町長何しよっちゃろうかと、見えないというふうな声があるということだけを御紹介しておきます。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)

これにお答えすると弁解みたいなことになりかねませんけども、私も貯金ばっかりというつもりはございません。両方見方があろうかと思います。したがいまして、そこは収支のバランスといいますか、その辺のところも考えて、そしてサービスをやるところはやると、なったばっかりで学校24億円というようなことでございました。それが一段落ついたもんですから、あとは次に何やるかというようなこと、それから福祉なり頸がんのことをおっしゃいましたけども、これはもう当然国から来る、来ない、それを当てにするわけじゃございませんけども、それによってこっちの率も考えなきゃいかんというふうな、そういうことでもございます。そういうことでこれから福祉、それから教育あたりにも取り組んで、一番気になるのは、これはちょっと離れますけども定住人口というようなこと、この辺のところにもしっかり取り組んでいきたいと。その辺で何しとるかというようなおしかりがあろうかと思いますけども、気持ちとしてはそういうことで頑張っていきたいと、このように思っております。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。平田議員。

12番(平田通男君)

これ9月議会というのは、補正予算を見る限り9月で補正をしないと、もうないですね。 12月はほとんど更正でしょう、現実的には。だから、新たに町長の政策予算として私は9月にどっか出てこないかんと思うんですよ。町長はここに重点的に今までやってきたけれども、これだけの財源があって、そのうちの何割かを預金に回すというならわかりますけど、これを見る限りほとんどないですね。だから、政策予算が見えてこないんですよ、全然。12月に何か補正する予定があるんですか。現実的にできないでしょう。12月はもう更正ばかり、毎年。そうこうしてるうちに、もう当初予算になる。ということは、この9月の補正予算というのは重要な意味を持ってると思うんですね。今、松石議員が言われたように、やはり町長としての政策予算をここで出すのが本当じゃないですかね。これは意見として言っておきます。

議長(酒井恵明君)

じゃ、平田議員の意見として承っといてください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次進みます。

議案書の13ページ、第2表地方債補正。後藤議員。

3番(後藤信八君)

臨時財政対策債の件についてようわからんので何度も確認しますが、添付資料の17ページ、この基準財政需要額の総括、これで確認しますが、今回交付税が965,000千円ということで大幅にふえたということで、その基準財政需要額が2,919,000千円で収入額が1,951,000千円で差し引き965,000千円交付税もらったということの報告であります。右側の17ページのほうですが、確認しますが、下から4行目ですね、合計欄3,381,000千円、これが本来の基準財政需要額で、そこから借金をしていいですよという461,000千円を引いて2,919,000千円の最終基準財政需要額に対して1,951,000千円を引いて965,000千円という数字が出てますね。もともとこの借金、要は国が多分金がないから借金させて、それを後で面倒見ますよと、本来で行けば3,381,000千円から2,919,000千円で14億円ぐらいの交付税、金があればそういうことになるわけです、そういうことと理解してええんですか。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

結論から申せば、そのとおりです。ただ、臨時財政対策債と申しますと、もう御存じかもしれませんが、交付税特会というのが昭和50年ぐらいから赤字財政特会になっております。これは所得税、法人税、酒税、たばこ税、それともう一つが消費税ですかね、今、32%、37%ありますけど法定割合ちゅうのがあります。出ておりますけど、その分を地方に分配するという仕組みになっております。ただし、いろんな事情がありまして、不足して一般会計なり財政投融資なりいろんなとこから借金をしております。その借金がふえまして、その分は要するにその当時の交付税は十分にやってるんだから、地方も半分負担してくださいよという考え方が国の考え方です。その振りかえられたのが、この臨時財政対策債です。ですから、この分は地方が借金をしてくださいよというのが基本的考え方で、その元利償還についてはそのうち需要額としては単位費用としましてもここにありますようにここにあると思いますがわずかなもんですけども、上のほうにありますですね、69円、その33億円の上のほうですけども単位費用の分、臨時財政対策債については69円を単位費用として認めて、その分については今までの分も合わせて需要額のほうで算入いたしますよという考え方です。

以上です。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

この表だと、そしたら461,000千円借金をしますけども、需要額の中で見ておるのは131,000千円を国が見てくれとるわけですね。例えば461,000千円借金して131,000千円を見てくれとるだけですわね。単純にこの差は3億円ぐらいはこの単年度でいけば純粋に借金になるということになるんですか。そういうことになるでしょう。国が補てんしとるのは131,000千円だけ、だから累積の今まで、後で質問しますが、臨時財政対策債の残高は今何ぼあるのかよね。それを全部国が元利償還見合いとかで少しずつ面倒見てくれとるわけでしょう。それは国が続くという前提であれしとるだけで、単年度でいけば131,000千円の補てんに対してこっちは460,000千円借金しとるわけでしょう。330,000千円は今年度でいけば我々の基山町の純粋な借金になる。だから、ここの財政がえらい余裕あるように見えますけど、要は純粋に330,000千円借金をふやして、財政的には。本当は130,000千円借りたら、ちょうど国のほうが面倒見てくれた分を借りてますということだったら私わかるんですが、その3倍ぐらい借りとって、それでこっちでは何か貯金に回して何かようわからんのですけど、だから余裕のある財政とは私は全然、皆さんとは全然違って、全然余裕のある財政とは認めませんけど、そういう考え方でいいんですか。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

この131,000千円ちゅうのは臨時財政対策債が平成13年ぐらいから始まったと思います。その分の累積分の元利償還分です。(「累積分ね」と呼ぶ者あり)はい、元利償還分です。ですから、460,000千円から130,000千円引いたちゅう考え方じゃなくて、今度はその分はまた長期的に基準財政需要額の中でことしは69円ですけど、69円の単位費用で見ていくという考え方です。ですから、さっき私が言いましたように、赤字の交付税特会をなるだけ国も返していくということで、半分だけは地方がその分を借金して払ってくださいよと、ただし元利償還分については需要額のほうで見ていきますという考え方で、さっき言われたように確かに起債残高はその分はふえていきます、ふえていきます。ただし、償還分については、理論的からいうと国のほうから来てると、元利償還分だけはですね。ですから、トータル的に見ていくと、いつまで続くかわかりませんが、最終的には国は最終的に見ますよという考え方になります。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

3回目ですから、私が申し上げたいのは、そのことはよくわかりますけど、要は例えば償還分以上に毎年例えば借金をしていけば、これ借金の残高はずっと膨らむばかりでしょう。 だから、臨財債ちゅうのは何かいかにも交付税でもらっとるような感じで皆さん言うけども、 実際は町に残る借金であるということを忘れんようごとせんと、これ以上に常に借金をしよったら、ずっと赤字補てんの、極端に言うたら財政の赤字の補てんのあれにも使えるわけでしょう、何も使途限定なしですから、これね、一切ひもつきじゃないわけですから、だから非常に危険な借金なんでね、そのことを予算のときにも申し上げたんですけど、そういう理解でいいですね。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

要するに結論的に申せばそのとおりです。ずっと借金はふえていきます。ただし、先ほどちょっと鳥飼議員のときにも言いましたように、これはあくまでもこれだけ借りていいですよという額であって、その財政事情によっては、例えばことし460,000千円ですけども、もし余裕のある市町村は借らんなら借らんでもいいですよという起債です。ただし、この起債については先ほど言われましたように一般財源、経常的一般財源扱いですから、何に使ってもいいと、交付税の振替分ですから、交付税と一緒で何に使ってもいいという起債でございます。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

ないようですので、ここで11時15分まで休憩します。

~午前11時5分 休憩~

~午前11時15分 再開~

議長(酒井恵明君)

会議を再開します。

次に、事項別明細に入ります。

一般会計事項別明細、3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

1款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

8款1項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

9款1項1目。重松議員。

2番(重松一徳君)

8ページですね。

議長(酒井恵明君)

はい、8ページです。

2番(重松一徳君)

ここ先ほど議論された部分でもあるわけですけども、264,520千円普通交付税が増額と、額の確定ということですけども、先ほど言われましたようにこれ国のほうから総額1兆1,000億円ですか、地方に交付するという中身ですけども、基山町の予算規模からして平均的にこれ計算してみると、基山町に対しての交付税額の金額少ないのではないのかなあと、ほかの市町と比較して思ったりもしておりますけども、この辺は別にそういうことはないですか。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

交付税の算定と申しますと、従来は大体10万人規模の市を基本として需要額を出して、あと補正でその人口に応じて、基山町の国勢人口が17年が1万8,889人ですか、に合わせて補正をしているわけです。それと、段階補正とかいろいろありまして、補正をして基山町の人口規模、また地域の実情に合わせた補正をして出していきます。ですから、その需要額の出し方としては全国共通だと思います。ただ、違いますのが基準財政収入額。税収が少ないところについては交付税が多くなると。ある程度税収があるところは少なくなるというのがこの仕組みでございます。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

言うように基山町は税収が多いということは、いろんな面含めてですよ、総合的に、基山町の財政は豊かなほうじゃないのかというふうなとらえ方にこれはなりませんか。先ほどからいろいろありますけども、やっぱり自主財源が基山は一般会計でも58%ですか、ありますよね。そういう点で見れば、もう自主財源がもう32%とか三十何%とか結構多いですよね。

それから見ると、基山はこういうふうにまだまだ税面だけ見れば他市町よりもいいというふうなこれは国のとらえ方がそういうふうになるんじゃないですか。それとはまた全然関係ありませんか。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

言われているように税収から見れば、例えば西のほうの名前を出すと失礼に当たりますので出しませんけども、西のほうから見れば、そりゃ税収からいえば裕福といえば裕福と言えるのかなというふうには思います。ただ、交付税の算定をしますと、基準財政需要額と収入額を引きますので、その差ちゅうのは余りないと。ただ、税収の75%しかこれは引きませんので、その分の25%分の余裕といいますか、自由に使える金は出てくると。ですから、隣同士で交付税のそもそもの考え方が同じ国民でありながら、例えば基山町と鳥栖市で極端に違うようなサービスを鳥栖市がやられるからって基山はいっちょん受けられんようになるべくなくそうというのがこの交付税の考え方ですので、全体的に見たら、基山の税収ちゅうのはまだ県下においてはいいほうだというふうには思っております。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

次行きます。

9ページ、11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

14款2項2目、3目、4目、6目、8目まで。13ページ。重松議員。

2番(重松一徳君)

当初予算と見比べて見ていたわけですけども、2目の2節ですね、市町児童環境づくり基盤の構基金の補助金、これを全額更正ですね、全額更正して、これその後の保育対策等の促

進事業補助金、こちらのほうでこれカバーしたというふうな中身ですよね。ちょっと私もちょっとわかりませんけども、これ全額更正した理由はこれ何ですか。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

ただいまの御質問ですけれども、市町村児童環境づくり基盤整備事業補助金につきましては、11ページのちょっと戻りますけれども次世代育成支援対策交付金とただいまの市町村環境づくり基盤整備事業補助金、それから保育対策等促進事業補助金の中での延長保育、一時預かり事業、それから子育て交流広場というのが事業の組みかえをやっております。その関係でこの3本の事業の中で補正をさせていただいております。

議長(酒井恵明君)

重松議員、よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。林議員。

8番(林 博文君)

4目の農林水産業ですが、補助金ですが、農地・水・環境保全向上活動推進交付金額が 133千円更正になっておりますが、これはどっか指定部落か一事業団体か何かがやめられた わけですか。

議長(酒井恵明君)

農林環境課長。

農林環境課長(吉浦茂樹君)

これにつきましては、あくまでも町の事務費でございますけども、今回額の確定によりまして当初303千円見ておりましたけども、事務費が170千円ということで確定をしておりますので、今回133千円を更正をさせていただいたということで、あくまでも基山町の推進事務費でございます。

以上です。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次14ページ、14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

16款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

17款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

17款2項1目、2目、4目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

18款.繰出金、1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

19款4項1目、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

20ページ、19款5項3目。重松議員。

2番(重松一徳君)

これちょっと説明をお願いしたいんですけども、鳥栖地区の広域市町村圏組合の負担金の 過年度分の返還金ですね、12,270千円、これは後でいいか、ありますけども、これ額の確定 でされたんだろうと思いますけども、これだけの結局払戻金があると、基山はこれ還付した 部分の結局払い戻しだと思うんですね、した部分の。これだけ払い戻しがあるということは、 これ市町村圏組合の財政が良好でもあるし基金もあるという話聞いてますけども、それでも いいんですね。ということは、今第4次ですよね、次第5次の計画されるときに、これだけ 鳥栖の広域市町村圏組合は財政的には優良だと、今後例えば税理士の問題とかいろんな問題 にはもう波及しないちゅうか、財政的にいいのか悪いのかという説明を。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(眞島敏明君)

先ほどの鳥栖広域市町村圏組合の負担金関係でございますけども、12,279千円、これうちのほうにいただいております。これは当初累計やっとったということで、前年度分の精算分ということでいただいております。前は次年度の負担金で相殺するということもやってましたけど、余ったんは余ったで単年、単年で収支をしていこうということで、一たん返還をするということで返還をするようになっております。

それと、あと1市3町でやっています広域関係の財政事情関係なんですけど、第4期計画 につきましては財政状況につきましては大変いい財政状況だというふうに思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

重松議員、よろしゅうございますか。

次行きます。

ほかにございませんか。鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

20ページですかね。

議長(酒井恵明君)

はい、20ページです。

4番(鳥飼勝美君)

ああ、済みません。これ下からの2行目の郡の教育委員会連絡協議会の解散に伴う清算金というのが出てます。三養基郡内の教育委員たちの情報交換なりいろんな経緯でされた協議会と思いますけど、解散に至った経緯等について御説明をお願いします。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(毛利俊治君)

今回、三養基郡の教育委員会連絡協議会の解散に伴う清算ということで42千円計上させていただいております。これにつきましては、今回この三養基郡の教育委員会連絡協議会の解散をいたしますけど、本年度から今度は三神地区の教育委員会連絡協議会のほうを設立させていただきまして、当初予算で計上させていただきましたけど、その分で予算化させていただいておりますが、三養基郡を解散して、今度は三神地区の鳥栖と神埼市、神埼郡吉野ヶ里町をあわせたところでするということで解散をいたしております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。平田議員。

12番(平田通男君)

今、同じとこですが、今10市10町ですね、その中で1郡1町というのは7つあるわけですね。それで、郡が3つあって、それぞれこういうような形の郡の中の行政組織というのは幾つありますか。これは総務課で答えてください。郡単位の組織、例えば郡町長会、郡議長会、いっぱいあるんですよ。郡単位でできているところ。もう佐賀市、10市ですから、そのうち7つは1郡1町でしょう。恐らく杵島郡と三養基郡と藤津郡ですかね、藤津じゃない、白石あたりがあるところは杵島郡、この3つですよね、郡が残ってるのは。行政組織として幾つあるととらえてありますか。わかりませんか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

調査させていただいて報告するようにいたします。

議長(酒井恵明君)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次21ページ、20款1項4目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

22ページの歳出に入ります。よろしゅうございますか。

2款1項1目、3目、5目、6目、8目、14目、23ページまでですね。鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

財政調整積立金、8目ですかね、についてお尋ねします。

先ほど私の質問にも財政課長答えられておりますけど、非常にいいことで、財政調整基金 を 1 億円を積み立てられたというのは、私の調査では平成17年度は全然積み立ても取り崩し もなくて、20年度に53,000千円積み立ててありまして、21年度で262,000千円ということで 積み立てが増額になってまして、ことし1億円というここ何年来の積み立てをされて 362,000千円現在あるわけね、ことしで。平成17年は208,000千円だったんですよね、という ことは154,000千円増加しておりまして、先ほど言われるように財政調整基金ということで、 この財政調整基金というのは非常にいいようで、これは何にでも使えるわけですね。という ことは、そのときそのときで。それに対するのが減債基金ございますよね、減債基金を調べ ますと、平成17年度で126,000千円なんですよね。平成21年度で28,000千円、平成22年、こ としで58,000千円取り崩し予定ですね。そうすると、15,000千円、今の補正予算ではことし の年度末では平成17年度で減債基金、この減債基金というのは将来の起債を償還するときと か非常に財政状況がきついときに償還金がないときにこの基金を取り崩して償還するという ふうな目的の基金で、平成17年度には120,000千円あったのがことしの年度末については 15,000千円と、約9割が減ってるんですよね。ちょっと財政調整基金だから、しょせん崩し て減債基金に回していいからというけど、結局目的が違うと思うんですよね。結局財政調整 何でも使える金は積み立てますけど、特定な減債基金のため、先ほど言いましたように68億 円、下水道会計別ですけど25億円ある、こんなに巨額な起債残高持っていて、5、6年前に 120,000千円あった基金が現在は15,000千円しかないと。私はことしの補正予算でも 1 億円 財調に積み立てるならば、ことしの58,000千円の取り崩しをやめるとか、減債積立金がもう 10分の1に減ってると、こういう状況は私は基山町の健全な財政運営にちょっと危惧を持っ てるんですよ。結局財調に入れとけば、どうにでも使えますからいいというけど、私は目的 として減債のために使うと。そこで、繰上償還はこのところ全くあってないようですけど、 この繰上償還の考え方はどういうふうになっていますか、現在までの進行は。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

繰上償還、まず減債になぜ積み立てないかという考え方、これは先ほどちょっと申しましたけども、財調は標準財政規模の10%程度まで積み立てていいですよというのが指針、許可が来ております。ですから、まず財調に積み立てさせていただいて、まず先ほど言われましたように何にでも使えると、要するに減債にも使えると。ですから、もしそういう事態が生じれば、例えば目的を達したものとかというのは、もう当然繰上償還が発生してきます。ですから、そういうものについては崩したりとかした場合には出てきますので、そういう場合には先ほど言われましたように財調なりを崩してでも返していくということは考えております。ですから、まず財調に積み立てさせていただいて、今後もし剰余金が出れば、先ほど平田議員も言われましたように12月で更正等が出れば、その分で減債のほうに積み立てていきたいというのが現在の私たちの考え方でございます。

それから、繰上償還は、これは縁故債についてはできると思います。ただし、縁故債は入札をかけておりますので、極力今現在で安い利率になっております。それから、政府資金、昔の資金運用部と郵政省の分、簡保資金ですかね、これは簡単にはできません。ただ、この場合といいますか、監査委員さんにも審査いただきました健全財政化比率等の関連もありまして、それがある程度いきますと、実質収支等がある程度いきますと国のほうも応じるということです。ですから、まだ昔の一般会計出資債とか残っております。これが6%、たしか5%ぐらい残ってると思います。これを何とか返したいんですけども、許可がおりないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

繰上償還も難しかといいますかですね、そういうとあるとわかります。積極的にその辺の 運用を図っていただきたいと思うのと、減債積立金の先ほど言われましたように何でも使え るから財調にということは、それ一応10%までというのはそれまでなかったと、今度新しく 10%まではいいですよというふうな考えと思います。しかし、私は極力今後減債基金の積み 立てについても図っていくようによろしくお願いしまして質問を終わります。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

23ページの7目のちょっと確認ですが、循環バスの業務委託料、マイナス3,589千円、4月から業者が変わってということをお伺いしてました。9,700千円ぐらいかかっとったやつが3,500千円減額ということで結構なことなんですが、従来の循環バス費用と下がった理由ですね、主な項目、例えば車両費、人件費、運行費、ざっとでいいですけど、何が下がって

およそ3分の2まで委託費が下がっておりますけど、その辺のことについてちょっと、主な項目だけで結構ですからよろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

循環バスにつきましては、昨年度までは佐賀西鉄バスのほうにお願いしておりまして、今年度は有限会社基山タクシーのほうにお願いしております。ことしの2月か3月だったと思いますが見積もりをとっております。その中で、内容は今すぐございませんけれども、金額が有限会社基山タクシーさんのほうが安かったということで、ちょっと中身は今ここにはございませんけれども、見積額が下がったということで基山タクシーのほうに契約をしたということでございます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

10,000千円近くかかっとったやつが安くなったというのは皆喜ぶことなんですけど、ほんなら今までの10年間10,000千円何でかかっとったのちゅう疑問も皆あるわけですね、もともと高い高いと言われとったわけですから。だから、やっぱり今回基山タクシーさんにお願いして、要は車両費、人件費、償却費とか主な運行費とか、あるいは先方さんがとっとった利益とかいろいろあるわけでしょう。主に何が安くなったのかちゅうぐらいは我々知っとかないと、説明も何もできんですからね。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

主なものは、減価償却は終わっておりましたので、主なものは管理費です、管理費が相当 下がってると思います。

議長(酒井恵明君)

ちょっと待ってください。町長ありますか。町長。

町長(小森純一君)

もちろん、もちろんというか私も具体的な項目、数字というのは頭に入っておりませんけども、ただ私も一度西鉄さんと話したときに、これだけ開きがあるんだと、何でこんな違うんですかっていったら、それはやっぱり私どもは総合的な保証もいたしますし、その辺の信頼関係でしょうねというような、何かそういう返事で、ありゃ、そんなもんかなというような気がした、そういう覚えはございます。だから、具体的に何かということじゃなくて、やはり信頼といいますか、そういう説明しかなかったような気がいたします。

議長(酒井恵明君)

よろしゅうございますか。後藤議員。

3番(後藤信八君)

恐らくそういうふうな西鉄さんと基山さんの利益のとり方とか、3割ぐらいは多分西鉄さんがとっとったんじゃないかと私は思っとんですよ。だから、償却費が根本的に変わったとか、そういうことじゃないんですね。全体に人件費も違いますね、全体にやっぱり安くなったということでいいんですか。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

今、その具体的な資料ちょっと手元に持ちませんので、後から提出させていただきたいと 思います。

議長(酒井恵明君)

平田議員。

12番(平田通男君)

同じ件でお尋ねしますが、これは町長にお伺いしたいんですが、この循環バスの運行については、過去議会の中で何回も論議してるわけですね。そして、いつの間にか4月からこういうふうに変わったと。変わる以前の説明が何にもあってないんですよ。もう一般質問でも何人の議員がこれ問題に上げたですか。そして、そのことに対してこうしたらいい、ああしたらいいといういろんな意見も出して審議してきてるはずですね。これは総務委員会にも諮ってないですよ、全然。ああ、産業か、産業に諮っとるんですか。こういうふうにするというような形は、そこに提出をしてもらって論議をしとかないと、もういつの間にか4月からこうなりましたと、そういう姿勢でいいんですかね。町長、答えてください。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)

以前から高過ぎる、何とか安くできないかと、償却もできたからというようなそういうことでずっと議論があっておったこと、それから私自身も安くできたらというような思いがあったということは確かにあったわけでございます。それで、ディマンドタクシー、これもひとつちょっと検討してみようということで、それにも取り組みまして、そうするうちにタクシーとの話し合いというようなことで見積もりをとって安かったというようなことでございます。その辺のところは、いいことであれ突然出したということはいかがかなと、委員会あたりではその辺の話は出しておったかもしれない、してないんでしょうか、その辺のところはちょっと手落ち申しわけないというふうには思っております。

議長(酒井恵明君)

だれか答弁ある、町長、まだ。

町長(小森純一君)続

私がちょっと覚えてないちゅうことで、特に委員会のことなんかはちょっと記憶にないわけでございますけども、一部委員会では話はしておるというようなことも今言っておるようでございますので、してなかったということは、ちょっと私の発言としては撤回させていただきたいというふうに思います。

議長(酒井恵明君)

産業環境常任委員長から手が挙がってますので、はい、大山議員。

9番(大山軍太君)

私たちの所管でございましたので、ディマンドタクシーについてはいろいろ審議してきましたが、この基山タクシーと契約されたことについては説明はありませんでした。こちらから何でちゅうことで尋ねた記憶はあります。

議長(酒井恵明君)

執行部も今後はこの点は十分に念頭に置きながら、議会のほうにも報告をお願いしたいと 思います。

ほかにございませんか。重松議員。

2番(重松一徳君)

これ確認を含めてお願いしたいと思いますけども、2款1項1目ですね、1項1目、共済 費の関係です。説明によれば、病気をした3名、その臨時職員と、私もわかりませんけども、 これ一般職の方が9名のうちこれ3名されたんですか。

それと、ほかのところは臨時職員は全部賃金だけで共済はやってませんけども、ちょっと この説明を、済みません、お願いいたします。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

これにつきましては、今後臨時職員等が雇う中で不足していきますので、今回上げさせていただいておりますけれども、御指摘の中の長期休養、それから給食と保育関係の部分に臨時を雇うという部分です。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

臨時職員に共済を掛けられるんですか。社会保険。これは嘱託職員ですか。臨時職員。 日々雇用職員ですか、どちらですか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

日々雇用でございます。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

今、日々雇用職員に対して共済と、私はもうそれはするべきだと思うんですけども、今基山に全体で145名の臨時職員さんがいらっしゃいますね。その中で、そりゃもうフルタイムで働いている方、短時間の方もいらっしゃいますけども、この共済の扱いはこれどのようになってますか。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

この内容の詳しい部分については、調査してから御報告させていただきます。

議長(酒井恵明君)

重松議員、それでよろしゅうございますか。重松議員。

2番(重松一徳君)

私が言うのは、基本的には臨時職員、日々雇用職員に対しても共済とか手当は見るべきなんだと、後で主任指導員の関係もあるんですけども、手当でしていく分だと。そして、こういう共済も本人が希望すれば掛けていくべきなんだというふうに思いますので、その基準がどういう基準で基山町はこの日々雇用職員の扱いをされているのかというところではきちっとした資料を提出していただくようにお願いしておきます。

議長(酒井恵明君)

総務課長、今の資料要求あっております。よろしゅうございますね。総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

資料につきましては出させていただきますけれども、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長(酒井恵明君)

平田議員。

12番(平田通男君)

2款1項、全部いいんですね。

議長(酒井恵明君)

2款1項ですね。はい、23ページまでです。

12番(平田通男君)

22ページの2款1項1目の中の19節職員採用試験経費負担金に関してお尋ねをします。

今回、要するに新採の若い青年が物すごい難関を乗り越えて、そして役場に入って、ほとんど勤めないうちに退職をしたという事例が出たわけですね。そのことは、逆に言えば、一

人の優秀な職員が入れなかったということにもなるわけですね、次点の人は、もうどっかに行ってしまったわけですから。私も役場に関係してもう37年になるんですが、今までこんな事例なかったんじゃないかなあと。採用試験があって1カ月もせんうちにもうある意味じゃうつ病なんでしょうけども、そういう病気になってやめると。えりにえって、採用する人たちがえりにえって、そしてもう選抜試験でもうたった1人採るのに1人しか来んやったと、仕方ないから入れたというならわかるけれども、何十人という受験者の中からえりにえって、だからどんな選び方をしているのかということですよ。今、はやりだから仕方ないじゃ、私は済まんのやないかなと思うんですね。恐らく優秀な人を1人なくしとるんですよね、これでもう。今はクレペリンテストとかいろんなことももちろんやっとるようですけれども、それでももうわからないということなんですよね。作文の採点料も払いよるでしょう。作文ではわからん、面接でもわからん、クレペリンでもわからんちゅうなら、どこで採用判断するんですかね。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

今回も7名の新採を募集するわけですけれども、クレペリン検査、それから作文、面接等で判断をするようにはいたしております。これにつきましては、その短時間の中でその職員を新規で採用しなければいけないと、それには受ける以上はそれぞれしっかり1次試験については勉強してきてると思いますし、今度は面接、作文、クレペリンについても公務員学校等では相当な時間を割いて対応をしているそうでございます。その辺うちのほうも今回のたまたまそういう事例があって、半年間は新採については条件つき採用という中での分も含んで新採であれば半年間、地方公務員の役場職員は半年間の中でそういう職員としての能力がなければというような採用期間があります。その中の一つの判断ではありましたけれども、自己都合により退職という結果になっております。今回、それの分も反省しまして、試験方法をもう少し変わった方法で行うということで、近隣市町で行っている方法を今回から取り入れていきたいというふうに考えております。その辺を今研究を行って、今回からはその内容を採用はしていきたいというふうに考えております。

議長(酒井恵明君)

平田議員。

12番(平田通男君)

ぜひそうしていただきたいと思いますが、1つだけお尋ねですが、次点の人はもういなかったんですかね、もう全部よそに就職をして。普通次点決めとくんですよ、大体。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

前回の議会のとき重松議員からも次点を確保しとったんじゃないかという、条例の中でそういうなってるんじゃないかということですけども、もうこれは拘束するということが難しいということで、その方の次点という項目については、もう確定をいたしておりません、枠をとっておりません。

議長(酒井恵明君)

平田議員。

12番(平田通男君)

枠をとっとかなくても聞くことはできるでしょう。だから、今は就職難の時代だから、ひょっとしたらおるかもしれん。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

表現が悪かったかもしれませんけど、前回は以前までは次点という形で合格通知を出して おったと思いますけれども、もう最近は拘束することで、その人をまた縛るということがで きませんので、合格通知を出しておりません。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次行きます。

2款2項1目、24ページです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

2款4項4目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

2款5項2目、4目。鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

ちょっとお伺いします。私初めてのことですけど、指定統計費、国調の14節.使用料のですよ、著作権使用料、これゼンリンに対する著作権使用料ちゅうのは具体的にどういうふうなあれですかね。ちょっと私初めて聞きますんで、教えてください。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(岩坂唯宜君)

これにつきましては、今回御承知のとおり国勢調査を行うようになっております。その調査員さんにゼンリンの地図をコピーして差し上げるようにしておりますので、それにつきましてが1枚160円の著作権料が発生すると。ですから、それが97枚必要になりますので、16千円ということになりますので、今回新たな補正をお願いしてるということでございます。

議長(酒井恵明君)

鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

ちょっと初めて聞いたんですけど、ゼンリンを1冊買いますよね。今、どんどんコピーしよっちゃなかですか。内部で使うのはいい。(「公にするから」と呼ぶ者あり)公にするから。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(岩坂唯宜君)

基本的には、それをコピーするのは、やっぱりいかんと思います、本来、内部事業でも、と思います。これは私そこまでちょっと調べておりませんけれども。ただ、今回につきましては調査員さんという委員さんに対してそれを交付してそれを利用していただくということですので、いわゆるゼンリンのほうからも協議した結果、いただかなければいけないと、著作権料としてですね、ですからそういうことで今回発生しましたので、改めて御協議をお願いしたということでございます。

議長(酒井恵明君)

鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

それともう一つですけど、フロッピーでゼンリンがあるとですよね。あれも同じになるわけですね。フロッピーを買って、フロッピーといいますか、紙じゃなくて、もう結局対外的になれば同じことになると。そうすると、この金額については力関係になるとですか、基山町とゼンリンとの。何枚以上したらどうなると、この単価というのは、向こうが言うなりの単価ですか、交渉とかそれで。

議長(酒井恵明君)

企画政策課長。

企画政策課長(岩坂唯宜君)

これは国勢調査関係での県のほうからのそういう指示ですね、そういうことで 1 枚160円、 それはもう個々の例えば基山町と直接じゃなくて形態的に国あたりを含めての交渉での額が 決定してるということで、県の指示に基づいて計算をさせていただいております。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。平田議員。

12番(平田通男君)

2款1項、まだいいですね。確認して。

議長(酒井恵明君)

いいえ。

12番(平田通男君)

もう終わっとると。

議長(酒井恵明君)

2款5項ですよ、今。26ページです。

12番(平田通男君)

ああ、本当、じゃいい。別のとこで聞きます。

議長(酒井恵明君)

はい、次行きます。

27ページ、3款1項1目、2目。重松議員。

2番(重松一徳君)

1目の28節国民健康保険の特別会計の繰出金で19,400千円、当初で70,025千円ですね、これ昨年もそうですけども、9月議会で補正をするというふうなことでは、これ当初予算からどうしてもこれぐらいは繰出金を町からしなければならないというのは、これは計算方法もいろいるあると思いますけども、やっぱり9月でこれぐらいの補正を毎年しないと国保の財政は逼迫するというふうな形になるんでしょうか。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(眞島敏明君)

先ほどの御質問なんですけども、今回財政安定化支援分として1,600千円弱程度、あと事務費の残額分として17,800千円程度で合わせて19,406千円という追加をお願いしていますけど、これは本来からいきますと4月に3回に分けて4月に3分の1もらって、あと9月と12月にあと一回、一回もらうということで満額もらうということになってましたけども、今回につきましては9月に12月分もいただこうということで今回の追加をさせていただいております。本来からいきますと当初予算で4月の時点で全額もらったほうが担当課としては一番いいと思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

重松議員、よろしゅうございますか。

以上で審議途中でございますが、午後13時5分まで休憩します。

~午後0時 休憩~

~午後1時5分 再開~

議長(酒井恵明君)

休憩中の会議を再開します。

午前中、平田議員の質問に対しての総務課長の答弁を求めます。総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

平田議員より19款5項3目2節の郡の協議会等はほかにどういうのがあるのかということでしたけれども、まず町長会ですかね、町会、郡町会ですね、それから郡の消防協会、それから郡の公民館連絡協議会、それから郡の体育指導委員連絡協議会があります。失礼しました。郡の議長会です。

それから、監査委員会につきましては、三神地区ということですので、郡の分だけは以上 でございます。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

先ほど後藤議員より循環バスの差額の内容ということで御質問されましたけれども、中身をチェックしましたところ、修繕料、それに運行の経費、それに会社の管理経費が主な差異でございます。

以上です。

議長(酒井恵明君)

修繕料、運行費、管理費、3つね。

それともう一つ、22ページに。これは資料で。歳出に行くよ。

それでは、28ページ、3款2項1目、2目、28ページです。大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

1の7の臨時日雇い賃金の200千円です。お尋ねします。主任と言われる方の一般の方との職務の違いのはっきりしたものをもう一度教えてもらいたいということと、主任となられる方が何か資格なりの基準がありますかということをまずお願いします。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

主任指導員さんにつきましては、一応指導員の経験がおおむね3年以上ある方から主任に なっていただくというふうにさせていただきたいと思っております。

それから、主任さんの業務につきましては、保護者及び担当課との連絡調整、児童クラブの業務に関する指導員への指示、ほかの指導員さんに対してのいろんな指示でございます。 それから、その勤務状況の把握、それから利用料金の集金及び集計事務をしていただきたいというふうに思っております。それと、そのクラスの全体的な指揮をしていただくということを考えております。 それから、その指導員さんの資格につきましては、特に放課後児童クラブの場合は求めて おりません。

議長(酒井恵明君)

大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

以前に指導員さんとお話をしたことがあります。ちょうどこの論議のしてるときですね、 2クラスに分けて、そして利用料が高くなるので、支払いがどう受け取るのかとか、それから議会のほうからは、職員が出向いて指導員さんにお金を取り扱わないようにすればいいではないかというのを委員会でも随分言いました。そういう話があるときに指導員さんと話をしたのですが、差をつけるとか、そういうことは自分たちの職場ではなじまないということをおっしゃっていました。それよりも以前からここでも待遇改善といいますか、時給を高くしてほしいという、そういう希望があっていますので、その辺は指導員さんが今回納得されてこういう形で主任指導員ということになられるのでしょうか、お尋ねします。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

確かに臨時職員さんの賃金につきましては、全体的なことですので、またこれについては そういう職員の給料から計算されて持ってきたものでありまして、一応それを使わせていた だくと、放課後児童クラブの場合もお願いをしています。

それと、今回の主任指導員さんに対する業務を少し明確にさせてもらっていますので、そのあたりの話し合いを指導員さん方で持っております。その賃金と主任手当がどういうふうになるのかというのもお話をいたしまして、一応主任指導員さん全員集まってもらってひまわり教室、コスモス教室それぞれ会議を開きました。一応納得をしていただいて、各クラスから主任指導員さんを2人ずつ出してくださいということでお話をしておりますので、そういうことで担当課のほうにも報告があっております。

議長(酒井恵明君)

大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

こちらから、もうこの人に主任さんをということではないわけですね。わかりました。

やっぱり大体半期ですよね、200千円がね、やっぱり安いなあと思います、たった25円、 時給ですね。そのときに私の考えですが、これを主任ということではなくて、特別な保育士 さんの臨時の方と同じになってあるわけでしょう、時給がね。そしたら、24人ですかね、今、 仕事をされてらっしゃる方が。その人たちをみんな25円アップしたところでの賃金をふやす ということにはならないのかなあっていうのをちょっと思っています。話を聞くと、今でも やめたいって、子供への責任だから今もずっとしてるけども、本当はスーパーなんかでのパ ートの時給のほうがよっぽど高いわけですよね。ですから、子供への責任だし、こういう仕事が好きだからしてるけども、やっぱりやめたい、どこでやめようかなという気持ちはいつもありますということをおっしゃってますので、やっぱり本気になって特殊性ということで待遇改善をしてほしいという要望で終わります。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。後藤議員。

3番(後藤信八君)

同じ主任の問題ですけど、1点は、これ先ほど条例のとこで聞こうかと思ったんですが、 条例とか規則とか、そういうこと何もなくして自主的に主任が選ばれてその人に、町として はどういう人件費になるんですかね、規則とか要綱とか何か、何かあるんですか。何もなし でお互いが互選して主任を選んで、その人に手当がちょっと高いっていうことですか。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

主任さんのどなたをお願いするかというのは、今までのちょっと経緯、お話をした中で経 緯的なことがありまして、一応代表者の方ということは以前からお決めをしておりました。 その方と、かなりそういう長い経験がある方が集金事務をされてたということで、大体もう おのずと決まってきておりました。今度は私たちも、この方がなられるだろうということで お話をしながら、もうこの人とこの人というような指導員さんの中に話し合いとしても同じ ような方を上げてきていただいてますので、そのあたりではちょっと問題はなかったという ふうに思っています。

それと、その指導員さんの要綱ですけれども、ちょっとまだ今お配りしておりませんけれ ども、基山町放課後児童クラブ指導員設置要綱というのをつくらせていただいております。 その中で主任指導員さんの業務関係とかを明記させていただいてるとこでございます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

やっぱり町政報告にもあって、それから補正もしとるわけで、それに伴ってこういう要綱に基づいてやりますということについてきちっと文書を出していただくなりしとかないと、何もわからんで、どういう基準でどこであれしたんかなということでありますんで、ぜひ要綱については出していただきたいとが1点と、先ほど同僚議員のほうからありましたが、時給の問題はずっと、時給の問題というより、結局指導員さんの勤務時間が2時から6時、7時までという非常に一日の中で限定された時間に勤務するということがネックになったんですよね。ほかに仕事は、もうできないと。ほぼ一日動きが拘束されて4時間ぐらいの勤務で収入が少ないと、だからやめたいという人が多くなるわけですね、本当に生活のための人た

ちはですね。そういう意味で主任の問題は責任問題としていいんですが、やはり一度申し上げましたように、例えば6時以降の勤務について保育園の保育士みたいに割り増しがつくとか、そういうことで勤務の改善をしていかないと、人が非常に勤務しにくい時間に勤務してるということについて、その改善がないと指導員さんの待遇改善は私はできないと思いますね。5時、6時、7時にかかる時間帯というのはだれも勤めたくない時間帯ですから、ほかの業界では必ず割り増しがつくわけですね、どんなスーパーのいろんな業界でも。そのことを念頭に置いて、単なる1時間幾らの時間だけじゃないちゅうことについて、その辺をぜひまた今後も検討いただきたいと。実際に1つ質問ですが、6時以降に勤務されとる、例えば当番で残ったりしますね、今回延長時間6時から7時まで要望があれば預かるという形になってますから、9月から、その6時以降に勤務する割合というのはどのくらいあるんですか、6時以降。大体でいいですよ。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

ちょっと今資料は持っておりません。毎月指導員さんの勤務時間の表はありますので、それがあればもうすぐわかるんですけれども、大体6時から残っていただく方は、もう一応最低2人ということでさせていただいていますので、その残っていただく方は、もうちょっと早くから来られなくてずれて来られたりとか、いろんな話し合いをしておりますので、そのあたりちょっと把握はしにくいと思います。ただ、もし後でよければ、そういう資料といいますか、例えば8月分がどうだったのかとかというのはわかりますので、後は御説明していただければと思いますが。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

3回目ですから、ぶっちゃけ6時以降残る方が2時からの勤務じゃのうて3時からにするとかシフトをするんであれば、結局非常に苦痛な時間のほうにシフトして手当は一緒でしょう、俸給はね。やっぱり時間をシフトすれば、それだけいろいろあるわけで、そのことをきちっとしてあげないと、例えば6時以降は延長保育料を取るわけですから、その見合いも含めて、1日300円とか何百円の6時以降の勤務手当が出るとかね、何かそういうことをとらないといかんと思うんでね、やっぱり1日に例えば1クラス2人なら2人必ずするちゅうことになれば、例えば3日に一遍とか必ず回ってくるわけでしょう、6時以降の勤務がですね、大体ローテーションからいうと。その辺のことをぜひ研究いただいて、指導員さんの福祉の学童保育の重要な位置づけでありますんで、御検討いただきますようよろしくお願いしときます。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

学童保育支援センターの方に話を聞く機会がありまして、いろんな話も聞かせていただきましたけども、今度の基山町が取り組むこの主任指導員、佐賀県の学童保育の中ではこれは先進的な取り組みと、まだほかにこういうふうな主任を置いてると、こういうところは少ないんですね。だから、私はこの取り組みには評価をします。ただ、先ほどから言われておりますけど、本当に有資格のこの賃金を適用するだけで事が解決するのかなあと、それよりもきちっとした手当をするべきではないのかなあというふうにも思っておりますけども、1つはこれ基本的なところをお伺いします。今から半年間で200千円ですね、この今回補正がですね。現在の指導員さんは何名で、そして何名の方を主任指導員として採用し、その方に平均で結構ですけども月幾らのこの200千円を割り振ったときに主任指導員の手当と、手当じゃないんですけども手当と言わさせてもらいますけども、になるのか、まず基本的なところをお伺いします。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

ただいまお話がありましたように、非常に学童保育の中で主任さんとかそういうところに 手当を組んでるというのはほとんどありません。全国的にも非常に少ないんですけれども、 佐賀市が新手当という形でされてて、一応月2,200円というふうになっています。それから、 多久市だったでしょうか、1日4千円のところ指導員さんは4,200円にしているというとこ ろで、あとはもうほとんどございません。一応そういったところでどれをとって基礎にして うちも主任手当の金額を出そうかと思って非常にわかりづらかったんですけれども、一応佐 賀市さんがされている2,200円程度ぐらいならなあという、ちょっと担当も考えまして計算 をしておりましたけれども、最終的には基山町の臨時職員さんの専門職といいますか、今の 保育士さんがもらっている890円と一般の職員の方がもらっている865円の差の25円を一応そ の単価に充てさせていただきたいということで、4月以降の勤務時間、平均的なですね、主 任さんクラスの勤務時間は90時間ぐらいになっております。それに25円を掛けますと月に 2,250円ぐらいになると、その前後でですね、勤務の形態によりますけれども、一応主任さ んもほかの指導員さんと同じくローテーションでずっと入っていただいていますが、若干ち ょっと時間が多いということで、これは6月の分を今ちょっと挙げましたけれども、90時間 から91時間、中には93時間も多分あったと思いますが、そういう時間帯になりますので、月 に2,250円ということで、今回の補正につきましては9月以降の分の時間を計算しまして、 平日の分の128日分、それから土曜日関係の40日分、それから延長保育の168日分で25円を掛 けまして計算をさせていただいています。各クラス2名ですので、主任さんは全員で8名と、 ひまわり教室が4名、2名、2名の4名、それからコスモス教室が同じく4名ということで、 全体としては8名を考えております。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

これが先ほど説明がありましたように有資格の日々雇用職員の賃金を充てたと。今はこれ全国的に学童保育指導のこれは有資格をつくらなければならないというのもあるんですね。今、全くの無資格と。そうすると、私が資格があった後の話だったらこれでいいと思うんですね。しかし、今はこういうふうに、例えば保育士さんとか保健師さんと同列に扱うのがいいのかちゅう疑問は、私は余りおかしいのではないのかなと。それよりも手当を主任指導員手当ということで計算をされて、別に25円つけるということだったらいいんですね。しかし、先ほどからもう御理解しますけども、日々雇用職員には手当をつけないという中で基山町がずっと来られていますよね。だから、こういうふうな有資格の部分ですね、無理やり当て込んでからするような小手先の取り扱いになっとるんだろうと思うんですよね。だから、私は基本的には手当で支給すると、これ手当で支給できないんですかね、やっぱり。

議長(酒井恵明君)

こども課長。

こども課長(内山敏行君)

その主任手当の積算根拠といいますか、そのあたりがはっきりすればできると思っております。ただ、今回の場合は、放課後児童クラブの指導員さんにつきましては、当然保育士とかいろんな免許を持ってある方のほうが望ましいとはなっておりますけれども、そうしますと非常に指導員さん募集の段階で制限がかかるということで、一般の方ということで募集をさせていただいていますので、たまたまそういう臨時日雇い賃金の格差がございましたので、そこを今回は利用させていただいたということでございます。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。(「済みません」と呼ぶ者あり)重松議員。

2番(重松一徳君)

佐賀県の学童保育の中に月150千円以上もらってある指導員さんもいらっしゃるんですね、月150千円以上。約七百何十人、800人近くのアンケートを今回支援センターの方が配られてから賃金、基山なんかはほとんどがもう年間トータル月にすれば安いし、年間トータルでも1,200千円いかない、1,000千円以下ですよね。実際2,000千円以上もらってる方もいらっしゃるんですね、当然、佐賀県の学童保育の中でですよ。そうすると、手当をつけようと思えば、そういうふうに手当をつけて、例えば嘱託職員を採用してするちゅう方法もできますし、男性指導員さんも率からいえば少ないんですけども3.5%はいらっしゃるんですね、佐賀県の中に。ずっとだから男性指導員もと。そうしないと、なかなか主任指導員をつけたからといって、こういう全体的な問題は解決しないと私は思ってるんですね。だから、今回はこう

いうふうな見直しをされてということでいいんでしょうけども、例えば来年度以降とかその次の以降とか、やっぱりこれだけ建物を立派にして佐賀県内でも見れば話を聞けば、もうトップクラスですよね、もう1番、2番と。しかし、ずっと条件なんかいろいろ聞けば、佐賀県内でも基山町の臨時職員さんの指導員さんの待遇は悪いほうなんですね、聞けば。今回はこうして見直しがされておりますけども、だからその辺の見直しも含めて今後はしていっていただきたいという要望だけ申し上げておきます。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次行きます。

29ページ、4款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

4款2項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

31ページ、6款1項1目、2目、3目、5目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

7款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

8款3項1目、3目。林議員。

8番(林 博文君)

この8款3項の1目の修繕費ですが、修繕料、これが説明によると黒谷の内山建設が泥を取ったところの上の崩落の修繕ということで、要は基山町が多分内山建設が泥取ったところの三紀に土地の売却が行われたのり面の補修じゃないかと思いますが、補修の見積もりをとられた中で、何か補修をされるのが約10,000千円近くかかるような話もしておられたようで

すけども、今回この修繕料というのは、その三紀の売買契約の中に下を売られたからのり面の1断面までぐらいは多分三紀が買ってありますが、その上がまだ基山町のとであったということですが、この件については現在地権者の方に同意書として土取りの話もあっておりますが、町にはこの点については話は今現在あっておるんですか。ちょっと話を聞きたいと思いますが。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

土取りをされるというふうなうわさといいますか、そういう話は聞いていますけども、正 式な申し出とかそういうのは一切あっておりません。

議長(酒井恵明君)

林議員。

8番(林 博文君)

要は、ここ道路を通られるなら、この修繕料についてはちょっと延期しておったらいいん じゃないか、これ以上にちょっとかかるような話もあっておったようですが、一番上ですか らね。私がちょっと関係をしてるというような形から見れば、宮浦の大変難しい方が山を持 ってあるところの方が承諾をされて、名前はちょっと伏せますがね、その方も同意をされて、 その周りの方の地権者の同意ももう6、7人の方がとってあります。そして、契約の内容の 中には、今年の10月1日から4年間で取るというような契約の内容にもなっておるようです が、町には全然この話は来てないわけですか、ちょっと。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

この修繕をとりあえず今一番上が崩壊を大分やっております。一番その三紀のほうも、あそこ舗装をされて上から土砂とかが落ちてくると非常に困るということで何とかしてくれということで、その売買のときに一応言われておりましたので、応急的にでもやっていきたいと。初めはその土取りとかの話がなければ、おっしゃるとおり一千何百万円ぐらいかかるというような話をしておりました。しかしながら、土取り的なことがあれば、応急的にとりあえず工事じゃなくて修繕で例えば網に種子を張った、上土をとって網に種子を張った、ネットを張ったりして草を植えたりして応急的に修繕をしようということで、今回一応3,537千円ちゅうことでお願いしとります。非常に高いようですけども、あそこは重機が入りません。全部人力でしかできないという状況で、非常に高いような金額になっております。今回お願いをいたしとるとこでございます。

それから、土取りの件ですけれども、一応さっき言われた方と町は用地が隣接いたしております。もし土取りをされるとすれば、そのような話があるとすれば、町にももちろん当然

のごとく隣地境界とか立ち会いとかちゅう話があってるはずですけれども、うちのほうには そういう話はあってないということでございます。

議長(酒井恵明君)

3回目ですね。林議員。

8番(林 博文君)

今回については、もう隣接の方の承諾書も北側、西側もずっと印鑑をもらっておられるようですけども、町としてはそこに接してるわけですね。ちゅうことに対しては、一番上の2段目からずっと町はぱあっとそこだけ取ってもろうちゃ困るちゅうようなことは言われんだろうと思いますが、その件についてはもし裏側の方が地権者の方が全部取られるということになれば、町は承諾される予定ですか。まだあいなかが残りますが。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

それはそれなりの手続等はあると思いますけども、例えば南側が斜面があります。うちが 承諾しなかった場合は、こっちが斜面になって三角地で残っていくような形になりますので、 それはちょっと好ましくない形だろうというふうには思います。ですから、協議とかいろい ろ手続とかありますけども、結果的には申し出があれば、どちらかといえば取るほうでとい うふうになると思います。あそこに三角地でぱっと残すわけにはまいらないと思いますので。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)

いろいろ質疑応答でちょっと不思議に思ったんですが、どこがどこというか、そういう区分でいろいろ私が話をするわけじゃないですけど、ここ8款でしょう、土木費の都市計画、総務費ですね、ここで何で財政課長がそういう話、まちづくり推進課のほうがするようになったんですか、そういうことは、話は。いや、今までの例として財政課長が話しちゃいかんちゅうことはないけど、8款の土木費のここで工事の問題で何で財政課長がされるかなあと。まちづくり推進課の課長が担当じゃないかなと、業務的には。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

そりゃ、一応8款でまちづくり推進課の所管であります、8款は。しかしながら、立ち会 い等は財政課のほうで行いますので、私のほうで答えさせていただきました。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)

これ修繕費でしょう。修繕費とそこの土地の町有地とかいろいろあるでしょうけど、そりゃもういいとしまして、とにかくちょっと私今話を聞いておったんですが、今、林議員のほうから何か10月に入ったら泥を取ると、もうそういう話がして、印鑑まで隣接の所有者が、隣接されてる方の所有者が地権者が印鑑まで押してると、そういうことをはっきり今聞いたんですけど、ということになると、もうあと一カ月ないわけですよね、あと20日ばかりでしょう。そうすると、土取りをするためには県のほうに土取りをする方が業者が許可を取るために出さないかんでしょう。そしたら、もう来とるはずですよ、それは。そして、基山のほうにここはどこの業者が土取りをやりますよと、4年間かけて、基山は許可をしていいですか、基山は何も問題起こりませんかとか、そういう土木事務所からの県からの副申書が来るんじゃないですか。今までもずっとそうでしょう、やり方として。そして、いや、基山は問題ありませんと、こういうものを向こうに出さないかんとやないですか。じゃ、20日でもう間に合うんですか。来とりゃせんですか、だからそっちのほうに、そういうことが県から。来とらんですか。(「来とらにゃ何も動かれん」と呼ぶ者あり)おかしいですよ。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

今の土取りの関係でございますけれども、申請がある場合には、まず基山町のほうに事前に検討協議がされますけれども、事前に基山町にも協議があります。それに基づきまして今度は町で各課を合議いたしましていいとか悪いとかいろいろな条件があると思いますけれども、そこら辺の意見を各課の意見を伺いまして副申という形になっています。まだその書類は出ておりません。

議長(酒井恵明君)

余り私が言うまいと思ってましたけど、要は土取りの話が出てましたが、町にそういう何か話が来てるか来てないかということを答弁してください。そうしなくちゃ、先に進みません。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)続

話は伺っております。ただ、いつからどうこうという話は具体的には伺っておりません。 申請もまだ出ておりません。(「私は修繕はする必要はなかっちゃなかろうかちゅうことが 言いたかったんですよ」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

ちょっと暫時休憩します。

- ~午後1時37分 休憩~
- ~午後1時44分 再開~

議長(酒井恵明君)

休憩いたしておりましたが、会議を再開し、この補正予算が出てますので、これに関して

の答弁をまちづくり推進課長に求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

今回8款3項1目で修繕料をお願いしている分につきましては、グリーンパークののり面 の崩壊が一部見られますので、その分の修繕費に充てるということでございます。

以上です。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)

ちょっと土取りの話が出ましたので、ちょっと関連で質問したいんですけど、よろしいで すか、議長。

議長(酒井恵明君)

はい。

11番(原 三夫君)

簡単な問題でございます。

議長(酒井恵明君)

許可します、はい。

11番(原 三夫君)

今、土取りの問題で県のほうの申請の問題とかありましたけど、ちょっと私これ以前も申したかなあと思っておりますが、今これ県からの権限移譲で町でされるようになってるんですよね、土取りの許可は。県から今、町村に権限移譲が早くされております、何年か、3年ぐらい前に。それを受けると、すぐもう農業委員会の問題も一緒ですけど、1カ月ぐらいかかるんですよね、農業委員会の問題でも土地の地目変更とか、あれも本当はもう権限移譲が町村におりてきてるんですよね。土砂の問題はいろいろと問題が起きますから、本当は私は基山町で権限移譲をなぜ引き受けなかったのかということを思ってるんですよ。そりゃ受けないほうがいいときも、いい場合もあるでしょう、受けたほうがいい場合もあるでしょう、2通りあると思いますけど、受けないほうのほうがいい場合があるんですかね。なぜ受けないか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

議員も御存じのように地方分権一括法の中で国の権限、県の権限の事務移管については相当の移管の件数が合議として回ってきております。その中で県のほうからの指導もあってるのは、これはよその市町村等ももうとってあるから、市町村でとられたらどうですかという懸案と、自主的に町村のほうから手を挙げてこの権限についてはいつでもいいですよということでされてる懸案もあると思っています。ただ、それに伴いまして、一番市町村のほうで

危惧しておりますのは、業務は来ますけれども、これに金がどうしても伴ってこないというところが一つの地方分権一括法の権限移譲に関してはこの問題が大きいということで、町村のほうからもその件については訴えております。ただ、とったほうが有利ではないかという項目については、個別に協議をしながら事務移管については協議をしてると思っております。この懸案については、よその町村とも協議をしてる中でとったらいいか、とらないほうがいいかということについては協議をした中で判断もしておると思っています。その内容については、もう熟知はいたしております。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次に進みます。

36ページ、8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

8款5項1目。大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

町営住宅外貯水槽解体工事で質問します。

聞き間違いかと思いますが確かめです。園部に2カ所、神の浦等7カ所とおっしゃいましたか、それとも神の浦は5カ所ですか。合わせて7カ所ですか。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

園部団地が2カ所、神の浦のほうが7カ所でございます。というのは、タンクばっかりじゃなくて、下のほうにもあるところがありますので、合わせての7カ所でございます。計9カ所でございます。

議長(酒井恵明君)

大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

区長さんはこれを5カ所って今思っていらっしゃるので、私も5カ所じゃないかなと思いながらの確かめでした。わかりました。

そのときに、合わせて9カ所ということになるのですが、園部の高い貯水槽と神の浦にあるちょこちょこした小さなこれとは撤去に対する単価違いますよね、多分。そのときにこれを5,000千円組んでありますが、全部大体今年度中にということになるのか、年度をまたがってまた次の年に何百万円かされるのかということをお聞きします。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

今申し上げました9カ所については、すべて今年度でございます。

議長(酒井恵明君)

大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

ありがとうございます。

では、一般的な常識といいますか、近所の方がちょっと危惧されてるのは、あそこ、井戸などの埋め戻しのときにきちんとしとかんとね、不安だっていうのをやっぱり今も声が聞こえます。そのことについてはどうなのかな、この5,000千円の中に入ってるのかなというので、だったらそれはどう対応をしていただけますか。

議長(酒井恵明君)

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

きちんとしたという解釈も、事前にすることと、工事できちんとするということとのちょっとどっちかをちょっと今解釈迷ってるんですけども、工事のほうでは後から陥没しないようにとか、そういうようなきちんとした対応は必ずしなくちゃなりません。そうしないと、後からそこが陥没したりすると、後危のうございますので、それは当然することだと思います。前できちんとするということは、ちょっとここら辺は業者のほうが事前に準備をして(「ちょっと答えが違うわ」と呼ぶ者あり)ちょっとそこら辺は私もなかなか答えにくうございますので、ちょっと。

議長(酒井恵明君)

だから、課長もその後段の答弁はしてますよ。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)続

だから、前段の分については、ちょっと私のほうからは答えにくうございます。

議長(酒井恵明君)

業者がするって。業者に一任ちゅうことですね。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(大久保敏幸君)

説明不足で申しわけございませんでした。普通工事を受けた業者がおはらいとかそういうなのは事前にしております。(「業者の責任においてやってると」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次進みます。

9款1項2目。後藤議員。

3番(後藤信八君)

きのうに引き続きということになりますが、たまたま補正が出ておりますんで、19節の消防施設整備補助金、これ第4部のということでお伺いしました。1点は補助金が2,000千円というのはホースの格納ですか、ホースそのものですか、609千円、これの補助の基準ですね、これ全額補助なのか、ホースのほうはですね、要綱のほうにどういう形であるのか、それが1点と、それからこの格納庫の延べ床面積、総費用ですね、それから平米単価について教えてください。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

まず、ホースかけにつきましては、全額の補助になっております。この施設、格納庫以外の施設につきましては10分の10の形で、これにつきましては移設みたいな形になりますので、全額を補助させていただくようにいたしております。

それから、4部の総事業費につきましては、7,728千円の額が計上されております。

それから、平米単価としましては108,273円となっております。面積も聞かれましたかね。 議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

そうすると、このホースかけのほうは、この補助金要綱のどこを適用して、修理関係ですかね、そういうことになるんですか、10分の10。わかりました。これはしつこいようですけど、昨日の私の一般質問でこの四十数年前の補助要綱をいずれ改正すると、いずれは改正せないかんということをきのうお伺いしました。いつ改正されるおつもりなのか、きのう余り時間がありませんでしたので、もう一度御確認させていただきます。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

いつ改正するかについては、ちょっと私からは答弁はないんですけど、ただきのうも私の ほうで回答する時間はちょっと足りなかったちゅうことですけれども、この項目の補助部分 についていろいろ調べさせていただきましたところ、それぞれの地区によって補助率、そう いったものについても全然違うような形がとられております。郡内、それから広域関係の部 分につきましては全額補助してるということで報告させていただきましたけれども、中には 最低基準面積、それから壁の用途、そういったものまでも制限しておられるところがありま す。面積につきましては、消防ポンプ自動車の格納面積を最高が45㎡になるというような基 準も設けてあるところがありますので、いつからそれを条例化していくかということ、条例 の改正を行うかはちょっと別にしまして、まずはどういう要綱の内容をつくるかのところか らちょっと検討させていただこうと思っております。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

ぜひ早急に、非常に古い基準のままやっておられるわけで、その間にもずっといろんな各地区の取り組みが動くわけでありますんで、何年後とかということじゃなくて、それとやっぱり補助の基準というか、そりゃ消防組織の原則からいうと、もう基本は全額やという話になるんですけど、いろんな過去の自衛消防団、自衛ということについてのいろんな町民負担の歴史からそのことじゃないと思うんで、やはりその組織する人員とか消防車の大きさとか、それに付随する格納庫のある一定の基準をきちっとそれに対する建築費の平均単価みたいなやつも設けておけば、そんな過激な補助率になるとか、物すごい立派な格納庫ができ上がったという形にはならんと思いますんで、そういう意味で基準の整備と早急の見直しを強く要望しておきます。よろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

大山議員。

9番(大山軍太君)

今のことに関連して4区が今度7,720千円ですかね、それに土地代が入ると大体8,000千円から9,000千円ぐらいはなるわけですよね。そして、たまたま今回1部と4部が時期的にはちょっと違うかもわかりませんけども建てかえるということでございますので、4部の場合は、もうちょっと一応予算をつけていただいておりますけれども、しっかり今度検討していただいて、4部の場合は追加補正で上げていただければ結構と思いますので、間に合うように一応よろしくお願いをいたしておきます。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)

関連でございますけども、ここにも議員から3名消防委員会に入っておりますが、来期からは参加しないということで大幅に人員も変わってくるようにこの前の消防委員会でもお話ありますけれども、先ほど後藤議員が言われるように、もうこの消防の組織自体も非常に補助金からひずみがあるように全体的に考えて組織から、それから運営の方法ですね、各部によってそれぞれ負担金が違うとか、各区によって各部の運営の費用も消防団員の中でも団の中でも差が大きく出てくるところ、それから個人、各家庭の負担金についても大きな差が出てるとこですね、またそういったものも今までは各区の自衛消防ということで賄えた部分があったと思うんですけども、これだけ人口がふえ、新しい方が新興住宅地ができて、そうい

ったところも今回の部の改正で10区と13区も入りまして、すべての区が消防の組織の中に入ったわけですけども、やはり大幅な見直しと、それから消防運営が公平になるだけできるような見直しを本格的なものを取り組んでいただければと思っております。これ要望でございます。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)

今の関連質問でございますけど、先ほど総務課長のほうから45㎡と、それは床面積ですか、 延べですか。それと、今各部で持っております消防車ですね、自動車ですか、あれが入るた めのどのくらい何㎡ぐらい必要なんですか。それ入るためには、最低。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

まず、45㎡については、延べ床面積でございます。

それから、消防自動車につきましては、1部と本部が他の団よりもちょっと大き目で、長さが5m12cm、幅が1m69cm、高さが2m30が本部、それから1部以外でございます。それから、1部と本部につきましては、長さが5m27cm、これは15cmの差ですね、それから幅が1m88、これが約19cmの差です、高さが2m60で30cmの差がありますので、消防自動車によってそんなに幅が影響するということはありません。うちのちょっと検討しております中では、幅が3m80の6m程度あれば、車庫の機能としてはなすのじゃないかと、あとこれに附帯、トイレ、それから2階にした場合は階段とか、それから休憩関係の施設を含むと、先ほど言いました45㎡とどうなるかなというのは、うちのほうでまだ検討課題となっておりますけれども、確実に消防自動車を有する面積については、先ほど言いました幅で確保はできるということは考えております。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番 (原 三夫君)

それで、私は今後今同僚議員が言われたようにすべて町の負担でしていただければそれにこしたことはないんですが、別に何も言うことないんですけど、今のところでは最高額2,000千円となっておりますので、それで今延べ面積の45㎡以下、以上じゃなくて以下ちゅうことで、ということは床面積でやって、これは延べといったらもう別に何も上は関係ないんですかね。延べ面積は幾らですか。45でしょう。そうすると、45ですべて今の附帯、いろんな消防服をかけたりヘルメットをかけたりとかトイレが要ったりとかいろいろ要るわけですね、消防自動車を入れた車庫の中にいっぱいあるそういうやつが。ちょっとしたガスも置かないかん、ガスコンロも必要だし、隊員の休憩室も要りますね。そういうことをすると、

これで本当に45以下ということですから、これで本当に大丈夫なのかなとちょっと思ったんですけど。例えば私のところの3部消防は、3部ですかね、3部消防はかなり金がかかったんですよ、そういうところで。昔は小さかったので隊員がうちが二十何名ほとんど二十二、三名いつも来ますから、毎月会合、いろんな1日と15日の通常点検とかですね、そうすると終わった後にいろいろ話するときに、隊員が集まって、新入団員の方は、下のほうの階段の右にずらっと手すりを握って階段に立って話を聞かないかんごとなるとですよ、上に入り切らんで。だから、その辺の問題を含めて45以下ということでなっとるから大丈夫かなということで今質問しておりますけど、大丈夫ですかね。

議長(酒井恵明君)

総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

先ほど積算した消防自動車の幅、長さ、高さを言わせていただいて、うちで考える格納庫のスペースとしては3 m80の6 mあれば十分この面積は22.8㎡になります。先ほど言われました3 部の床面積は31.59でございます。延べ面積にしますと60.92㎡になっておりますけど、最小限としては45㎡以内ということは、先ほど言いましたトイレ、休憩所等を1 階の施設にすれば、それなりの格納庫施設がとれるのじゃないかという、多分これはよその町村の一連の基準ですので、その辺も含んだところでうちとしては検討していかなければならないと。また、よその基準の中では外壁の構造、波プレートにしなさいとか、そういう細かい基準をして最低限の建築価格の中で基準を決めてるところもありますので、そういうところは一つの例として基準の何かをつくらなければならないのじゃないかと思っております。(「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

次進みます。(「いいですか」と呼ぶ者あり)まだこの項ですか。平田議員。

12番(平田通男君)

今、消防施設の問題で各議員さんから意見が出てますけれども、正直言って来年の3月時点で議会からこれに入らないわけですね。恐らくこういう形で議会の中で論議するようなことがだんだんなくなっていくんじゃないかなあということを危惧します。それで、あと何カ月か任期がありますんで、消防委員会の中でいろんな議論をしてみたいと思います。そして、そのことについて町長に意見を申し上げますので、そのことについて前向きにぜひ検討していただきたいと。今、大山議員と品川議員と私と3人、消防委員会に入らせてもらっていますが、最後の置き土産としてぜひはっきりさせていきたいと思いますんで、その辺について御検討をお願いいたします。

それからもう一点いいですか、ここで。女性消防の更正30千円組んでありますね。これは婦人会の消防クラブがなくなったからだと思うんですが、なくなったからといって仕事はあるわけですね。今、婦人消防、あれ女性消防というかな、女性消防にその仕事が全部重なっ

てきてると思うんですよね。だから、これは来年度のことですが、このくらいの予算を女性 消防のほうに新しくつけてください。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)そういうこ とを要望しておきます。

議長(酒井恵明君)

要望やな。

12番(平田通男君)続

要望だからいいです。(「済みません、財政が厳しいので済みません」と呼ぶ者あり)ついてなかったら、また言う。

議長(酒井恵明君)

林議員。

8番(林 博文君)

ちょっと関連で、ちょっとこれとは離れたところの話になるかと思いますが、要は消防関係ですね、基山町は常設がたしか、今、鳥栖三養基地区の消防が園部にあるわけですが、あれにやっぱり経費として2億円から行っておるようですけども、地区の自衛消防、これも私は本当に一回見直してもらいたいと。特に6区は5部と9部があって団員がもう本当に私たちも入団式とかそういうのに行くとに、ここは前は24人全員が出席して行進に参加しておったのが、今はもう3列あるかないかということで団員の確保が難しいと。まして6区には5部と9部があると、城戸と白坂とですね、そういうのを全体を基山町で3カ所ぐらいにできないかなあという考えも私も前からこれは要望としてあったわけですが、そういうのも検討していただいて、バイパスから上に2カ所ぐらい、バイパスから下に1カ所ぐらいというような形で各部の9部今ある分を3部ぐらいで構成ができないものか。そうせんと、団員の確保がなかなか難しく、また負担の問題とかそういうのができないかなあと思いますが、これは要望です。

議長(酒井恵明君)

答弁しますか。総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

常設の広域消防によります常設と非常備消防とありますれども、何もないから今現在は自衛消防的な非常備消防の必要性は現在のところ火事とか、それから不明者、それから水防関係の部分に限られております。今回、広域での合同訓練させていただきました地震等の場合を考えますと、一番自分のところの自衛で守らないかんのは、とにかく自分のところを守るということになりますけれども、こういう統一された消防の自衛消防の中で使命を受けて頑張ってある方たちは、それこそ町民の生命と財産を自主的に来てこういう活動をしていただくちゅうところに統一性を図っていかなければならないと思っておりますので、そこにつきましては今の活動の内容で基山町は通していきたいと、そこを一番何かあったときのことを、あってはならないけれども、そこまでは考えております。

議長(酒井恵明君)

林議員。

8番(林 博文君)

それはわかるわけですが、私はみんな9部とものけなさいちゅうことじゃないです。要はさっき同僚議員も言いましたように、各地区によって消防費も違うし助成も違う、また団員の確保ですね、そういうのがばらばらで、各区からのまた要望なり、各家からの消防費を1戸当たり幾ら出すちゅうのもばらばらでもあるし、町が管理をした中のバイパスから上ぐらいに2施設、バイパスから下に1施設ぐらいでそちらのほうの自衛消防のそういうふうな役目ができないかなあと。ほかの市町村やったら、もう市とか何かちゅうのは自衛消防ちゅうのは何もないから、そしてましてこの消防費ちゅうのは結構失礼ですけど相当金額も使っておるようですので、その辺も改革の一つやないかと思いますが、これ要望でお願いしときます。また、一応考えてください。

議長(酒井恵明君)

品川議員。

6番(品川義則君)

私のさっきの発言がちょっと少し誤解されてる部分があると思いますけども、先ほど総務課長がおっしゃるように、地震とか何かあった場合に消防団員が真っ先に先頭立って地域住民の安全を確認すると思うんですけども、私も消防団入っておりまして、とても一つの区、私小倉におりましたけれども、300軒、これを管理するだけでも十分できるのかという状態でありました。ましてそのとき、時代でも1部ですと3区から8区、9区、12区と4つの区域をしてて、我々だけでも小倉だけでも無理なのによく4つもできるなあと、すごいなというふうに感じていたぐらいです。実際聞いてみると、なかなか管理は難しいという話もありました。

そしてまた、団員確保についてもどういう確保を今しているかというと、友人関係、またいろんな先輩、後輩と、そういうつてを頼って行っております。基山町の一番すばらしいところであります上下関係、また横の関係というのがまた密にあるから、そういう団員確保ができているものでありまして、これを3つとか4つとか、それほど大きな区域で区切られても、全く知らない地域に行って人を勧誘するということが今の状態でも難しいのに、さらに困難になりますし、それぞれの団員の機密性が失われてくると思うんで、より難しい運営になるんじゃないかと私は思っております。これは意見として申し述べます。

議長(酒井恵明君)

今、それぞれの議員さんから消防に、この補正予算からちょっとずれた面もございますが、要望ございましたが、それこそ皆さんおっしゃるように、もう百もこれは執行部も認識してあると思います。住民の生命、財産を火災、災害から守るという大きな目標に向かって皆さん心配してあるのですから、今後そういう今議員のおっしゃったことを念頭に置きながら大

幅な見直しとか検証等も、よりよい基山町の消防団を形成していただきますよう私からもお願いしてこの項は終わります。 (「議長、ちょっとぐあい悪い」と呼ぶ者あり)

5番(片山一儀君)

ちょっと平田議員がしっかり意見を出していただけるんで非常に感謝するんですが、今総 務課長の話を聞いてて、要するに座布団をどう敷くかという概念がないんですよ。今4区の 問題は今回の決算書で40,000千円町長が勝手に補正のこの事項別明細書見ると書いてあるこ とです。それで、公民館をつくられる、そういうとこへつくられることになってるんですね。 今、消防について言えば、けやき台の方から後藤議員が言われた消防法の問題でまずクレー ムがありました。それから、いろんなところで今分担金の問題があります。ほいで、今話を 聞いておると、どこが4区が例えば大きな消防車とか、消防車の大きさもそれぞれが違うん ですよね。要するに行政として座布団をどう敷くか戦略的なものがないんですよ。いいです か。4区の240戸ぐらいのところと、あるいは9区の600戸のところにどれだけの必要性があ って、基山町にどういう自衛消防、本来自衛消防要るのかどうか問題はあるんですけども、 こういうのが来るぐらいのものは配置をするという全体の計画がなくて、それぞれがそこん とこで、ほいできのうもあったが町長は、いや、過去の経緯もありますって、こういう話が ありましたけど、今基山町どういう状況になっとるか、しっかりそれを踏まえてやっていか んと、本当消防は大変なもん。だから、戦略が必要なんですよ。鳥栖の消防から、あるいは 三養基の消防から宮浦の消防から、拠点消防をどういうふうに配置したらいいのか、まちづ くりはどういうとこで防災をやるのか、ほいでこの安全と安心は地域じゃなくて行政が一番 のやらなきゃいけない問題ですよね。そういうときにどういう配置をしようか、住宅配置で どうやるかというのをして、だからここにはこれだけの消防車を置かなきゃいけない、こう いう施設置かなきゃいけない、こうしなきゃいけないという座布団の敷き方すらない。ほい で、今総務課長の話聞いてると、どこどこのあれはどういう基準設けてますなんて、全く人 ごとですね。かくかくしかじかだから自分とこはこれが必要だという論理がないんですね、 今基山町見てると。例えば重松さんは何十万円取ってる、何百万円取ってるとありましたけ ど、全部条件が違うんです。この前企画政策課長がおっしゃったように、町という定義を調 べたけどなかった、それぞれに条件が違って、ただ結果だけ見て比較したんじゃどうにもな らないんですよ。だから、基山町のアイデンティティー、オリジナリティーをどうするかと いうことをしっかり考えていかないと、基山町だめになりますよ。消防の問題ですから、安 全・安心は一番大事なことでしょう。しかも、もうからないことだから、行政がやるんです よ。サービスとして一番大事なサービスです。そういうときにどこにどういう拠点を配置し たらいいのかというのを真剣に考えて、この辺に住宅地多いからこの地域はこれだけの大型 の車、あるいは大型の車というのは給水量ですね、これがどれだけタンクに入るからいいん だというところまで酌み上げていただかないと、そういう概念を植えていただかないと、積 み上げていただいた上でこの消防の倉庫はこれぐらいの車庫が必要であるということになっ

てくるわけでしょう。そこによって耐火基準も耐震基準も出てくるわけですよ。ずっと積み上げがなきゃ。その前に、もう一つは座布団基山町を守るためにどういう座布団を敷くかということを今品川議員からありましたように、あれを3つぐらいでこうやったらいいという案がありますけども、過去から立脚をして次の少子化の時代に、高齢化の時代にどういう消防組織を持っていくか。例えば国の基準でいけば、RCは50年が耐用年数です。今は木造建築ほとんどないけども25年が耐用年数です。一回建てるとそれだけの期間があるわけですね。それを踏まえた上で議論交渉していただかないとよくならないですよ。過去とはもう全然人口構成も違うし、どんどん変わっていきますね。この3年間に4%ぐらい高齢化率は上がってるわけですよ。3から4上がってますね、基山町としてね、地域はあるけども。そういう行政を、今最後だからちょっとオープンに申し上げましたけど、積み上げた行政を、行き当たりばったりやなくて、計画的なことをやっていただかないとどうにもならん。今そういうことに気づいてある方が、いっぱい社会的人口増の方におられます。法令をきちっと調べ、かくかくしかじかやっていかれる方がたくさんおられますから、よろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

質疑やなくて御意見ですね。(「はい」と呼ぶ者あり)町長。

町長(小森純一君)

片山議員おっしゃることは私も全くわかります。やはり非常に消防については特に矛盾点が多いと、問題点が多いということでございます。したがいまして、これはやっぱりやる、抜本的なというか、そういう見直しも必要だというふうに思います。それはまた進めていくべきだろうと思います。ただ、最初におっしゃいました町長が勝手に40,000千円というような、これはちょっといかがかなと、私は勝手にやったつもりもございませんし、もうこれはいろいるな角度から検討してそういうふうなことでさせていただいたということでございますもんですから、その辺のところは御理解をお願いをしたいなと思います。

議長(酒井恵明君)

次進みます。

39ページ、10款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

10款2項1目、3目、4目です。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

10款3項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

10款4項1目。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

11款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

10款 5 項 1 目。原議員。

11番(原 三夫君)

1目の3節ですけど、職員手当、時間外手当ということで160千円上がっていますけど、これ説明があっておりませんので、ちょっと説明をお願いします。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(毛利俊治君)

10款5項1目の職員手当の時間外勤務手当160千円でございますが、これにつきましては生涯スポーツ関係の各種の体育指導委員の会議とか総合型スポーツクラブの会議とかそういう部分は大体ほとんどの方が勤務を昼間はされていますので夜やっておりますので、それの会議の部分、また町民体育大会の準備等に係る部分とか各種スポーツ教室等を行っておりますので、それの部分の時間外勤務手当としてお願いいたしております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

原議員、よろしゅうございますか。平田議員。

12番(平田通男君)

10款5項しかありませんので、ここで予算には直接関係ありませんが聞かせていただきたいと思います。

指定管理者制度で体育施設の管理を今やってもらっていますね、株式会社創建さんに。それで、このごろ町営グラウンドに特によく行くわけですが、草がぼうぼうなんですよね。今までは指定管理にする前は、たしか予算を組んで草取りをずっとしてあったんですよ、グラウンド整備なんかを。今回は、じゃどこがするんですか、あれ。グラウンド全面に草がだっと生えてますよ。創建がするんですか、それとも教育委員会がするんですか。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(毛利俊治君)

町営グラウンドについては、平田議員さんのほうからそういう話をお伺いしましたので直ちに連絡をとってから確認等をやっております。ファールグラウンドといいますか、あそこの部分に草が生えてたということか、そういう部分を聞いておりますので、その部分には創建のほうで処理をするということで話は来ております。

以上です。

議長(酒井恵明君)

課長、要するにどこがするのかを言うて、どこが、創建がするのか町がするのか。(「契約の内容、どこがするかです」と呼ぶ者あり)創建がするごとなっとっと、その辺ばちょっと答弁してください。教育学習課長。

教育学習課長(毛利俊治君)

そういう部分につきましては、創建サービスで処理をするということでございます。 (「ちょっと関連です」と呼ぶ者あり)

議長(酒井恵明君)

平田議員、いいですか。

12番(平田通男君)

ちょっと待って。

そしたら、そのグラウンドの整備状況等はどこで確認するんですか。やっぱり創建で確認をして、そしてみずから草取りなんかをやらせるんですかね。当然そうでしょう。教育委員会はもう全くノータッチでしょう。管理については創建に委託してるわけですね。だから、それまでは創建に委託する前までは、ある人に年間何十万円か払って草取りやらずっとしてもらってましたよね。その人の賃金は全部カットしてゼロになってるから、今はだれもいません。そして、ほっておくと、さっきファールグラウンドのとこと言いましたけど、そうじゃないですよ、中が全面的に草が生えてると。特にバックネット側じゃない、センター側のほうですね、全面草が生えてます。あれ、とても手で取りよったっちゃ、もう間に合わんごと生えとる、草枯らしか何かかけんと。だから、そうい状況になるまでだれが管理するのかということを聞いてるわけです。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(毛利俊治君)

施設の維持管理、整備につきましては創建サービスのほうがやっております。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)

きのうの一般質問でしたか、何か学校教育課長が言われとったじゃないですか。管理はどうなってるかということで、町民会館とか、毎月1回定期的に会合を開いておりますと、いろんなことで、そういう中できちっとやるべきじゃないですか。現場はよく調べてもらわんと、ただ向こうがやっておりますかというて、はい、やっておりますと、そのくらいの丸かけを現場に行かんでつけよっても、向こうもやっておりますよ、うのみするような格好だからそういうふうになるんじゃないですか。そういうのきちっと全部つけてあるんですか、そ

したら。町営球場はどうだとか多目的グラウンドはどうだとか。そして、しかも現場をそれ こそ確認せにゃいかんでしょうもん。きのうの一般質問に対する回答は、きちっとしており ます、何も問題ありませんという答えでしたけど、今同僚議員の言われること、問題ばかり じゃないですか。その辺の確認をどうやってやってますか、こういうことは。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(毛利俊治君)

指定管理者との協議については、毎月1回やっておりますので、そこの中でそういう部分の意見等が出てくれば、その分で指示をしますし、現在においては毎日毎日の利用者の方が利用者のノートがありますので、その分の中に報告がそのことを一言でも書いていただくとか、また管理の部分で前、さっき平田議員が言われましたけど、そういう臨時の職員さんで管理の部分を雇っておりましたけど、その部分はまだそのまま管理として続けさせていただいておりますので、それはそれとしてやっておりますので、そしてまた施設においては町民会館及び総合体育館のほうには住民さんのアンケートを書けるような体制をとっておりますので、その中等で御意見として出てくれば、すぐさま対応ができるような体制をとっております。ちょっとうちのほうも現地を確認はしておりませんでしたので、そういう部分につきましては教えていただければ、うちのほうもまた確認をさせていただきますし、指定管理者のほうへの指導を行いたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

原議員。

11番(原 三夫君)

最初からもう一回基本からこれはやり直していただくと、考え方もすべて。今の話を聞いておりますと、草が伸びとるですよと、使用した方が、使われた方が、そういうもの、意見を設けておりますと。書いておったらやりますけど、書いてなかったらなかったものとして何もしませんと、こういうことですよ。そして、実際は草がいっぱい生い茂ってると。だから、その辺のチェック体制を、だからそれをもちろん業者が指定管理料37,000千円幾らももらってやっているんですから、大体は今までより以上によくならないかんとですよね。でしょう。民間のノウハウを公的なサービスじゃなかなか行き届かなくてだめだから、だめだからちゅう判断でしょう。だから、民間のいいノウハウをもってきちっと住民サービスにこたえるというのが指定管理者制度の目的でしょうが。だから、きちっと管理者に、創建にさせることですよ。それをしたかどうかを確認するのがあなたたちの仕事じゃないですか。教育長、きちっと最初から徹底してチェックをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、その点について。

議長(酒井恵明君)

教育長。

教育長(松隈亞旗人君)

御意見を伺ったものについて、また課内で話し合って厳正に受けとめますが、今のところ全く課員が出て行ってないということじゃないんですよ。時間がある限り回っております。ですから、見落としがあったのかどうかは知りませんけれども、草ぼうぼうだったということはちょっとチェックできなかったかもわかりませんが、今後は気をつけていきたいと思います。

議長(酒井恵明君)

林議員。

8番(林 博文君)

済みません、さっきから。ちょっとこれは関連になるわけですが、たまたま6区の行事として6区のグラウンドゴルフ大会が8月29日にあったわけですね。先ほど同僚議員から言われましたように多目的グラウンドでやったわけですが、6区住民がもうみんな親睦とか交流の場で全員小さい子供から年寄りまで参加してされたわけですが、今まで結構ホールインワンが出ておったわけですね、多目的グラウンドの真ん中のほう。ことしは何でかホールインワンが出らんで草植えとっとかい、やっぱり言われるわけですよ。その辺ちょっとようと見ていただきたいというふうに思います。

それから、創建に委託をされて今回指定管理者になったわけですが、行政は今まで、ちょっと名前を挙げたら失礼かもわからんですが、占野さんなり中村さんたちが今年間600千円で雇われて町営球場なり多目的グラウンドなり自分のトラクターをもってでも整地をしてあって草取りとか周りをされておったですね。それはよく私は光景を見るわけですが、今それがないわけですが、そこまで創建にしていただきたいという契約事項の中とかあるいは委託のチェック、そういうのはされておるわけですかね、教育委員会の、ちょっと課長。

議長(酒井恵明君)

教育学習課長。

教育学習課長(毛利俊治君)

まず最初に、6区の行事のグラウンドゴルフ大会で多目的の中央に草が、多目的に。 (「多目的の真ん中に小さな草があったというんですね、今までとは違った、それともうー つは今言うように、占野さんと中村さんが今まで年間600千円の委託契約なんかは指導され ておるものか、創建に。そういう委託契約の中で管理をしてあるのか、委託を。それを聞き たい」と呼ぶ者あり)その分については委託をしていると思っています、去年も行ってやっ てましたので、ちょっとそこはもう一回再確認をさせていただきたいと思っています。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、ここで14時45分まで休憩します。

- ~午後2時36分 休憩~
- ~午後2時46分 再開~

議長(酒井恵明君)

会議を再開いたします。

先ほど重松議員の質問でありました22ページ、歳出のですね、22ページの積み残しがありましたので、総務課長の答弁を求めます。総務課長。

総務課長(小野龍雄君)

22ページ、2款1項1目の4節.共済費の関係ですけれども、そこの中の内容としましては、臨時保育士が9月から3月、正職員の休暇取得、育児休暇によります関係で臨時保育士の長期採用となっております。この分についての関係につきましては、社会保険の適用につきましては採用時に本人の希望を聞いておりまして、長期勤務希望を適用いたしまして社会保険を行っております。

それから、税務住民課に臨時職員を4月から9月まで緊急雇用対策で採用いたしておりましたけれども、引き続き1カ月間を延長するということで、この雇用の関係につきましては 社会保険を適用する。

それから、企画政策課が退職によりまして国勢調査の業務がどうしても必要ということで、 10月から3月まで嘱託職員としての採用を行うということで社会保険の申請をするということにいたしております。この3名の部分でございます。

議長(酒井恵明君)

44ページに戻ります。

11款 1 項 1 目、 2 目。鳥飼議員。

4番(鳥飼勝美君)

簡単な質問ですけど、やっと昨年度の災害復旧が林道債へ出ております。ちょっとこれ見ますと18,000千円の工事費等でありますけど、余りにも補助率が20%ぐらいしかないというのは災害復旧工事に対してこんなに少ない補助率なのかというのが1つと、それと起債が全くない、起債がない。この起債というのは、もう起債はしなくてももう一般財源で手当てをできる基山町の財政状況であるというふうな解釈のもとなのか、先ほど言いましたように普通災害復旧工事というのは国の重要なあれで、相当補助率が8割、9割があるんじゃないかと思いますけど、ちょっとこの金額じゃ4,900千円しか国庫補助がないと。16,000千円の一般財源との比率が、ちょっとこれが違うちゅうのと地方債が全くないということ、これに関して質問します。

議長(酒井恵明君)

農林環境課長。

農林環境課長(吉浦茂樹君)

今回補正をお願いしておりますのは、ことしの7月に災害が出ております。この分の補助分、岩坪線の2カ所分、それからあと寺谷林道、一の坂岩坪線ですね、補助にのらないところの単独分、この分を今回予算を上げさせていただいてるということで、昨年の繰越事業がございました。この分につきましては、現在工事を進めていただいて、順調にいきますと年内に終わるということで一の坂河内線、それからもう一カ所は寺谷線ですね、この2カ所について現在工事をやっております。先ほど申し上げました今回予算を上げていますのは、あくまでもことしの分でございます。

それと、もう一点でございますけども、先ほど歳入で計上させていただいておりましたけども、ここの中で特定財源ということで4,947千円上げさせていただいています。それで、これの内訳でございますが、先ほど岩坪線の2カ所分ですね、事業費、現在のところ9,896千円、これの50%でございます。これを歳入にも計上させていただいて、ここの特定財源にも同額が上がってきてるということでございます。これにつきましては、今、決定してるというか、10月4日に林道査定がございますので、これによってまた状況が変わるというか率が上がるということもあります。そういうことで、その場合には12月等にまた追加をさせていただくということになるかと思います。

以上です。

議長(酒井恵明君)

起債がない。財政課長。

財政課長(安永靖文君)

起債につきましては、先ほど農林環境課長が言いました査定が終わって大体の額が確定して協議をしていきたいというふうに思っております。ただ、枠的にあるかどうかというのはわかりませんので、協議の結果だと思います。

以上でございます。 (「ないときには」と呼ぶ者あり)ないときには、一般財源でしか仕方がないということです。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。平田議員。

12番(平田通男君)

今の同じとこですが、林道施設災害復旧工事に関してお尋ねしますが、現在九千部林道は どうなってるんですか。以前あそこに災害が発生をして、全く通れない状況が続いていたと 思うんですが、現在は既に災害復旧は終わって通れるようになってるんでしょうか、それが 1つ.

それから、通れるようになってるならば、基山町への移管がなされているのか、そのこと についてお尋ねをしたいと思います。

議長(酒井恵明君)

農林環境課長。

農林環境課長(吉浦茂樹君)

現在のところ、まだ通行どめということにしております。それで、19年度災害が出まして、ちょうど葬祭公園の前付近でございますけども、その部分については一部影響部分について用地を取得をさせていただいて県のほうで事業をしたということでございます。そして、あとまだ移管のために開設ということになりますと基山町に移管になりますので、まだ未整備というか、その後に亀裂とかが出てきております。それで、その分をこの場合19年にやったとこの南側というか都市寄り分ですけども、そこらをまた追加工事をやる、それからそのほかの舗装関係も傷んでおりますので、その分がもし年度内にできれば、県としては基山町に移管をしたいという気持ちを持っております。ただ、私のほうとしては完全に工事が終わるまでは受け取りはできないと。議会のほうでも再三こういう御指摘があったかと思います。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、次進みます。

11款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

12款 1 項 1 目、 2 目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

13款 2 項 1 目。大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

説明のときに県支出金の返納金で何項目か言われましたけども、早口でメモできませんで したので、もう一度お願いします。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

そしたら、ゆっくりと項目ごとに申し上げます。

障害者自立支援費給付費、国庫分でございます、3,088千円、よろしいでしょうか。同じ く障害者自立支援費給付費、これは県費分でございます、1,544千円。続きまして、介護保 険低所得利用者助成費事務費、57千円。それから、新型インフルエンザワクチン接種助成費 ですかね、4,187千円。それから、感染症予防事業、女性特有がん検診推進費、108千円。続 きまして、保育対策等促進事業費、1千円。続きまして、浄化槽設置整備事業費、647千円。 以上でございます。

議長(酒井恵明君)

大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

その中での女性のがんの検診ですね、これはちょっときちんと勉強してないのだけれども、 女性が幾ら予算が組んであって、何割の受診だということで組まれて、そして108千円が残ってますけども、何%の受診率だったのか教えてください。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(眞島敏明君)

女性特有のがんの検診の分だと思いますけども、当初うちとして見込んでました部分が子宮頸がんの部分が118人と乳がんが274名で合わせまして1,222千円を当初組んでおりました。それが実績で子宮頸がんが125名、これ若干ふえてます、それと乳がん検診が241名ということで、33名少なくなってるということで、この分の差し引き実績で108千円ということで、ちょっと受診率関係は出してませんけど、実績としては以上でございます。

議長(酒井恵明君)

大山勝代議員。

1番(大山勝代君)

108千円も残っているのでもったいなって思ってたくさんの人に受診してもらいたいのでって私も思いますし、担当課もそう思ってあると思います。希望ですけども、情報線といいますか、知らない人がやっぱりいらっしゃるので、その辺を今後お願いします。

以上です。

議長(酒井恵明君)

今のは要望でいいですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

次行きます。

48ページ、14款1項1目。後藤議員。

3番(後藤信八君)

資料の件で、一般会計の、給与明細の、その後49、50に資料がありますね。ここちょっと 質問よろしいですか。

議長(酒井恵明君)

はい、後藤議員。

3番(後藤信八君)

50ページのこれ一般会計のほうの給与明細書というのはいつも出るんですが、お尋ねしますけど、職員さんの人件費というくくりはどこまでを今項目的には指しとるんですか。

議長(酒井恵明君)

財政課長。

財政課長(安永靖文君)

職員の人件費と申しますと、ここにあります給与、職員手当、共済費を指します。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

私も当然そうだと思いますが、要は共済費、関連費用も含めて職員人件費ですね。昨日の品川議員の同僚議員の質問に対する回答の中で職員人件費の割合というのがありました。全部7億円とか8億円と12とか13とか非常に低い数字で言われましたが、職員人件費というくくりではこの10億円を超えるくくりできちっと回答していただかないと、人件費は8億円かということになりますわね。補正予算の資料の15ページも人件費トータル1,232,000千円に対して内職員給は1,035,000千円ということで、こっちは人件費で記載されとるんですよね。これでいくと20%かかっとるんですよね、人件費で。共済費のウエート大きいですから。常識的には人件費というのは、もう共済費も何もかも含めて人件費でありますんで、いろんな用語をきちっと統一していただいて、町民に回答する内容ですので、こっちはこっち、あっちはあっちという形での、これは完全にきのうは職員給で発表したんだと私は思っておりますけど、以後きちっと用語を統一いただいて、正確な情報を出していただきますようによろしくお願いします。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、以上で第49号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第50号議案

議長(酒井恵明君)

日程第4.第50号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の15ページ、第1表歳入歳出予算補正について。後藤議員。

3番(後藤信八君)

しつこく申しわけないんですが、もうこれもきのうの続きで。

この歳入歳出で181,000千円を補正して1,768,000千円という補正であります。昨日のいろんなやりとりの中で今回は保険税をマイナス66,000千円大幅に更正して保険税を最大限低く見積もって、なおかつ144,000千円の繰り越しがありますけども、歳出のところでは積立金の27,000千円と予備費の34,000千円を入れると、この60,000千円が余力の部分かなあと思うんですが、この補正でいきまして先ほど22年度の国保の会計が非常に厳しいというあれでありましたが、現時点でこの実質単年度の収支は、22年度の、単年度ですよ、繰り越し144,000千円があって、繰り越し144,000千円がどんだけ減るかという話になるんだと思うんですが、単年度収支はどういう形になるのか、今の時点で予測されとることがありましたらお願いします。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(眞島敏明君)

きのうの続きになろうかと思いますけども、きのうも申し上げてたように、平成20年度に つきましては、ちょっとくどいようですけども前期高齢者分が超過交付をされてるというこ とで、一応65,000千円程度20年度の分については出ておりますけども、21年度も合わせて 61,000千円弱ぐらい出てます。それで、20年度の前期の交付金が410,000千円程度来ていま す。なおかつ58,000千円程度返還せんばいかんというふうになってます。それで、これが 翌々年の精算になりますので、20年度にもらってた分は22年度に精算するというふうになっ ております。それで、21年度につきましては、もう既に430,000千円をいただいております。 それで、前年度から推察しますと、20,000千円程度20年度にも余計もらっていますので、来 年度の精算につきましてはことしが58,000千円でできていますので、70,000千円ぐらい来年 は超過交付で返還金が出てきやせんかなという推測を一応してます、今のところ。それで、 22年度につきましては先ほど言いました20年度分の超過交付金があってましたんで、それは 22年度で相殺ということになっていますので、22年度の交付金のほうが国のほうが見積もっ ていますのが410,000千円程度かかるだろうと、基山町におきましては、それから20年度に 超過をしとった分を差し引いて、その分が350,000千円程度ことしの前期高齢者の交付金と いうことになっておりますので、35,000千円もらっても、なおかつそれがまたある程度幾ら かまた返納金が出てきやせんかなという憶測を現在立てております。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

後藤議員。

3番(後藤信八君)

既に前期高齢交付金は5、6千万円減らされるからということで、もう予算で減らしてますね、348,000千円しか組んでないわけですから、410,000千円から。もうこの時点での収支の状態は、高齢交付金を減った段階ですわね。その段階で今組んで144,000千円繰越金があ

るにもかかわらず基金と予備費で合計61,000千円しか余力がないということであれば、差し引き80,000千円ぐらいが単年度赤字ということですか。そういうふうに80,000千円も赤字になるということになりますかね。

議長(酒井恵明君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(眞島敏明君)

その分につきましては、144,000千円の、これ分解しますと、療養費給付金のほうに4月から4カ月分ぐらいの実績でことしの1年間の総給付費を推計をしています。ことしえらい給付費が上がっておりますので、その分の12カ月分を見越しましたところ、全然今の給付費じゃ足りませんでしたので、その分に144,000千円のうちの分が療養給付費に回ってきてるということでございます。

以上でございます。

議長(酒井恵明君)

よろしゅうございますか。後藤議員。

3番(後藤信八君)

こだわりがありますんでしつこく聞きますが、そうすると療養給付費を今回相当大幅にアップで見込んで、しかも保険税のほうは66,000千円、2つで合わせて差し引き2億円ぐらい収入が減って支出がふえるという試算になっていますね、これがね。それをそのとおりいけば要は80,000千円ぐらい単年度赤字になると。問題は、あと収入がそのとおり減るかということと、療養給付費がそのとおり上がるかということを見とけばいいわけですか。そういうことですね、はい、わかりました。

議長(酒井恵明君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、事項別明細書に入ります。

国保の特会の事項別明細、3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目まで行きます。4ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

3款2項1目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

9款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

次、12ページ、10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

11款4項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

15ページ、歳出に行きます。

1款1項1目、3目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

2款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

2款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

3款1項1目、2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

8款2項1目、2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

次行きます。

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

11款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

11款3項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

以上で第50号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第51号議案

議長(酒井恵明君)

日程第5.第51号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の18ページ、第1表歳入歳出予算補正についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、老保特別会計の事項別明細に入ります。

3ページをお開きください。

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

歳出に行きます。

4款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

4款2項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

以上で第51号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第52号議案

議長(酒井恵明君)

日程第6.第52号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を 議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の21ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正についてございませんか。

22ページの歳出、ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

なければ、次に事項別明細書に入ります。

後期高齢特別会計の事項別の3ページをお開きください。ようございますか。

歳入、1款1項1目、2目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

2款1項1目.手数料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款3項1目。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(酒井恵明君)

歳出入ります。

8ページ、2款1項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

4款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、以上で第52号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第53号議案

議長(酒井恵明君)

日程第7.第53号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算(第2号)についてを 議題とします。

議案書の24ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、下水道特別会計の事項別明細に入ります。

事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、6款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

7款1項1目.繰越金。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

2款2項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

以上で第53号議案に対する質疑を終わります。

以上をもって本日の会議は延会といたします。

~午後3時18分 延会~